

令和2年度

法人事業計画

社会福祉法人岩手ひだまり会

目 次

	頁
I 令和2年度法人本部事業計画書	3
II 事業経営	8
1. 児童通所支援施設	9
(1) 放課後等デイサービス ひだまり江刺桜木	
(2) 放課後等デイサービス ひだまり江刺岩谷堂児童課	
(3) 放課後等デイサービス ひだまり江刺第二桜木	
(4) 放課後等デイサービス ひだまり水沢森下児童課	
(5) 放課後等デイサービス ひだまり水沢駅東	
(6) 放課後等デイサービス ひだまり水沢横町	
(7) 放課後等デイサービス ひだまり胆沢	
(8) 放課後等デイサービス ひだまり北上中央	
(9) 放課後等デイサービス ひだまり北上にこっと	
(多機能型 児童発達支援・放課後等デイサービス・生活介護)	
(10) 放課後等デイサービス ひだまり水沢☆きらり	
2. 障害者支援施設	51
(1) 就労継続支援B型事業所 ひだまり江刺岩谷堂就労課	
(2) 生活介護事業所 ひだまり水沢森下生活介護課	
3. 相談支援施設	61
(1) 相談支援事業所ひだまり	

III	理事会及び評議員会	69
IV	諸会議及び各種委員会	72
V	事務局主要業務	76
VI	運営機構	77

I 令和2年度法人本部事業計画書

I 令和2年度社会福祉法人岩手ひだまり会事業計画書

1. 前文

今年度は、NPO 法人を前身とする放課後等デイサービス事業を展開してから 15 周年を迎える記念の年です。

また、平成 28 年度から調査研究を進めてきた、当法人の懸案事項である重度心身障がい児、医療的ケア児を支援する岩手県南地域初の「ひだまり水沢☆きらり」が開所の運びとなります。新事業所の経営の安定を早期に図るべく相談支援事業所、関係機関と連携をしながら展開をしていきます。

さらに、日中一時支援事業については、当法人の本来の事業である放課後等デイサービス事業に回帰するため、障がい者の日中一時支援事業の縮小を図ることとしました。このことにより、障がい児と障がい者が同一事業所内での混在を避け、より一層障がい児への支援の充実が図られるものと考えます。

北上地区の事業所では、新規参入事業所との差別化を図るため、個別支援の研修を進めてきました。今年度は研修の成果が試されます。

経営面では、報酬が区分 1 から区分 2 へ変更となる事業所が 2 事業所あり大幅な報酬の減が見込まれます。報酬の減を縮小するため職員の配置基準に配慮しながら、加算の取得に取り組み、安定的な運営を目指します。

職員確保は、前年度各地区の就職相談会や就職あっせん業者の活用を図り努力をしてきたところですが、就職まで結びつかない結果が多くありました。当法人の将来を見据えた職員の確保を図ります。

昨年度末から世界的に流行している新型コロナウイルスへの対策として、日常的な感染症の防止対策をさらに進め、利用者、職員の罹患防止に努めます。

「人に尽くし 人に学び 人に感謝せよ」の理念のもと、役職員一丸となって地域社会への貢献と社会福祉の増進に努めます。

II. 基本理念

人に尽くし 人に学び 人に感謝せよ

III. 基本方針

(社会貢献)

・私たちは、利用者・家族・地域に寄り添いながら、地域社会に貢献していきます。

(人権と尊厳)

・私たちは、利用者の人権と尊厳を保持し、心身共に健やかに育成されるよう適切な支援に取り組みます。

(資質の向上)

・私たちは、利用者・家族・地域の方々と連携し、共に学び共に成長できるよう、資質の向上に努めます。

(堅実経営)

・私たちは、利用者・家族・地域のおかげさまであると感謝と謙虚な気持ちを忘れず、堅実な経営に努めます。

IV. 重点項目(具体的事業内容)

(1) 障がい児・者が安心して暮らせる地域づくりに向けた適正なサービス提供と地域づくりの推進

- ① 障がい児や障がい者が地域で安心して暮らせる障がい福祉サービス拠点(就労支援・生活介護等)の開設
- ② 今年度5月に開設する医療的ケア児等を必要とする重症児デイサービス「ひだまり水沢☆きらり」の安定的経営に向けた取り組み
- ③ 自立と共生社会の実現に向け障がい児者が安心して地域で暮らせる地域社会に向けた「質・量とも適正な相談支援体制」への抜本的な改革と強化
- ④ 既存放課後等デイサービス併設による児童発達支援事業の開設
- ⑤ 医療・教育・福祉・保健等の専門機関との連携によるエビデンス(根拠)に基づいたサービス提供の推進(医師・教育者・理学療法士・作業療法士・音楽療法士との連携)

(2) 「学びながら働く、働きながら高い専門性を身に着ける」キャリアパス型人材育成の推進

- ① 支援者としての基盤となる国家資格(保育士・社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士等)の取得助成並びにそれに準ずる基礎資格(社会福祉主事、介護職員初任者研修)取得助成の実施
- ② 高度な各障がい等の専門性・先駆性構築のための公・民間機関の活用(全国重症児者デイサービスネットワーク・日本ポーターズ協会・日本自閉症スペクトラム学会・LITALIC 0 発達ナビ運営サポート等)を人材育成に活用します。
- ③ 新型コロナウイルスの拡大に伴い、今年度については今まで受けてきた研修資料及び書籍等と ICT を活用し職員自身が研修計画に基づく内部研修の強化に努めます。
- ④ 福祉介護処遇改善加算に基づき、個々の職員による目標計画と日々の勤務態度等含めた評価による人材育成の強化に努めます。
- ⑤ 児童発達支援管理責任者・主任会議等情報共有のための内部ネットワークによる連携の強化に努めます。

(3) 地域のニーズを反映したスピーディーな法人経営のための取り組み

- ① 職員採用・定着に向けた働き方改革等業務改善の推進に努めます。
- ② 中長期経営計画策定委員会を設置し、計画的な事業経営と資金計画の策定に努めます。
- ③ 法令順守・内部統制・財政状態に基づいた持続可能な法人経営の強化に努めます。
- ④ 財務規律の強化(公認会計士による監査の実施)に努めます。
- ⑤ 広報、ホームページ等を活用した法人のブランド化の構築及び透明性のある情報公開の

推進(年4回)に努めます。

V. 法人運営事業一覧

(1) 児童通所支援事業

(令和2年年3月31日現在)

事業所名	事業内容	事業内容(受託・補助事業・他)	定員	職員数
ひだまり江刺桜木	放課後等デイサービス	奥州市障がい者等日中一時支援事業 金ケ崎町障害者等日中一時支援事業	10名	9名 (7.87)
ひだまり江刺岩谷堂 児童課	放課後等デイサービス	奥州市障がい者等日中一時支援事業	10名	8名 (7.25)
ひだまり江刺第二桜木	放課後等デイサービス	奥州市障がい者等日中一時支援事業 金ケ崎町障害者等日中一時支援事業	10名	6名 (6.00)
ひだまり水沢森下 児童課	放課後等デイサービス	奥州市障がい者等日中一時支援事業 金ケ崎町障害者等日中一時支援事業	10名	8名 (7.25)
ひだまり水沢駅東	放課後等デイサービス	奥州市障がい者等日中一時支援事業 金ケ崎町障害者等日中一時支援事業	10名	8名 (7.40)
ひだまり水沢横町	放課後等デイサービス	奥州市障がい者等日中一時支援事業 金ケ崎町障害者等日中一時支援事業	10名	7名 (6.60)
ひだまり胆沢	放課後等デイサービス	奥州市障がい者等日中一時支援事業 金ケ崎町障害者等日中一時支援事業	10名	7名 (6.30)
ひだまり北上中央	放課後等デイサービス	北上市障がい者等日中一時支援事業	10名	10名 (9.30)
ひだまり北上にこっと	放課後等デイサービス	北上市障がい者等日中一時支援事業	10名	9名 (7.70)
ひだまり水沢☆きらり	児童発達支援事業 放課後等デイサービス		5名	7名 (7.00)

(2) 障害者通所支援事業

事業所名	事業内容	事業内容(受託・補助事業・他)	定員	職員数
ひだまり江刺岩谷堂 就労課	就労継続支援B型事業		10名	4名 (3.65)
ひだまり水沢森下 生活介護課	生活介護事業	奥州市障がい者等日中一時支援事業 金ケ崎町障害者等日中一時支援事業	10名	7名 (6.30)
ひだまり水沢☆きらり	生活介護事業		5名	7名 (7.00)

(3) 相談支援事業

事業所名	事業内容	事業内容(受託・補助事業・他)	職員数
相談支援事業所ひだまり	障害児・者相談支援事業	奥州市・金ケ崎町障害者・障害児相談支援事業	3名
相談支援事業所ひだまり 北上	障害児・者相談支援事業	休止期間 平成31年2月1日～平成32年1月31日 指定期間 平成29年1月1日～令和4年12月31日	0名

(4). 法人運営事業

事業所名	事業内容	事業内容(受託・補助事業・他)	職員数
法人本部	法人運営事業		8名 (7.50)
職員総数			101名 (100.14)

VI. 法人事業の概要

法人の沿革

- 平成18年2月16日 特定非営利活動法人地域ふれあいステーションひだまりとして認証
- 平成27年4月1日 社会福祉法人岩手ひだまり会として社会福祉法人認可

Ⅱ 事業經營

1.児童通所支援施設

令和2年度ひだまり江刺桜木事業計画書

1. 運営方針

私たち、ひだまり江刺桜木は利用児童の個性や可能性を一緒に探し、伸ばす療育を行います。小集団での経験を豊かにすることで、円滑な社会生活に繋げる力を育むお手伝いをします。一人ひとりの特性に応じ、成功体験を積むシステム作りに取り組み、利用児童の自己肯定感を高める支援を行います。

2. 運営目的(スローガン)

よい笑顔、よい言葉、よい心 ひとりひとりを尊重し可能性を信じる。

3. 重点運営目標

- (1) 関係法令及び放課後等デイサービスガイドラインに基づき、適切なサービスの提供を行います。
- (2) 児童虐待防止法及び障害者虐待防止法に基づき、利用児童一人ひとりに寄り添った支援を行うと共に安心できる環境作りを提案します。
- (3) 利用児童のライフステージに応じた活動を提案すると共に、保護者へ利用児童の未来をイメージできる情報を発信します。
- (4) 統一した支援を目指し、職員のチーム作りに力を入れます。
- (5) 地域又は学童保育もしくは幼稚園等との交流に努めます。

4. 重点療育・支援目標

- (1) 利用児童・保護者のニーズに基づき、将来に繋げる為の個別支援計画の提案・目標実現に努めます。
- (2) アセスメントを行い、一人ひとりの個性や強みを生かし伸ばす療育を行います。
- (3) グループ活動を通して、小集団での関わり、社会経験を積む事で将来へ繋がる支援に努めます。
- (4) 統一した支援が実現できるよう関係機関と連携を図ります。
- (5) 家族の相談や要望、苦情に対応し、サービスの質の向上に努めます。

5. 職員構成

職 種	配置基準	専従	兼務	計
所長(管理者)	1		1	1
児童発達支援管理責任者	1	1		1
児童指導員	2	3	(1)	3 (1)
保育士		1		1
職業指導員				

支援員				
指導員		3		3
送迎員				
計	4	8	1	9

6. 目標利用率

(1) 放課後等デイサービス

平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度(見込)	令和 2 年度
82%	88%	89%	90%

7. 主要業務計画

(1) 業務・行事

月	業 務	行 事
4 月	・ 個別支援計画書作成	お花見ドライブ・地域クリーン作戦
5 月	・ 個別面談	おやつ作り
6 月	・ 個別面談	外出活動(電車を見に行こう)
7 月	・ 帳票類整備月間	夏祭り(愛宕地区交流会)
8 月	・ 環境整備月間	回進堂見学
9 月	・ 放課後等デイサービス評価表配布 ・ モニタリング会議(前期分)	ドックセラピー
10 月	・ 個別支援計画書作成	季節行事体験(ハロウィンパーティー)
11 月	・ 懇談会	アテルイ芸術祭(作品出展)
12 月	・ 年度末事業所内掃除月間	クリスマス会
1 月	・ 帳票類、環境整備月間	季節行事体験(書初め・みずき飾り)
2 月	・ モニタリング会議(後期分)	季節行事体験(節分)
3 月	・ 個別支援計画書作成	外食体験・進級を祝う会

(2) 職場内研修

月	テーマ	内 容
4 月	事業計画について	事業運営・取組み
5 月	放課後等デイサービス・日中一時支援事業について	契約書・重要事項説明書・サービス形態の概要について
6 月	リスクマネジメントについて	事故防止と事故発生時の対応
7 月	虐待防止・身体拘束禁止	人権擁護の取組みの確認
8 月	接遇	利用者・保護者への対応について
9 月	個別支援計画	個別支援計画作成・モニタリングの取組み・流れについて
10 月	感染症予防について	感染症の知識と対応について
11 月	交通事故防止	交通安全思想、運転心構え、交通規則、車輛整備(点検)
12 月	障がい理解	様々な障がいの特性について知る・学ぶ
1 月	利用者支援	専門的な支援について

2月	家族支援	家族へ出来る支援について
3月	非常災害対策	事業所での避難場所や対策について

(3) 避難訓練・消防（防災）計画

月	計 画	内 容
4月	地震発生時に迅速な避難を行い、もって利用児・者の安全を確保する。 【避難場所：南側駐車場】	東日本大震災規模の災害を想定した避難誘導 【発生時刻 15：20】 (1)危険個所の点検 (2)避難経路の確認 (3)利用者名簿確認 (4)非常持出の点検
7月	夏季における火災発生時の避難誘導及び初期消火訓練が迅速且つ円滑にできるようにする。 【避難場所：南側駐車場】	火災発生時の初期消火訓練及び避難誘導訓練 【発生時刻 13：30】 (1)消火器の点検（設置場所・消火器の使い方の周知） (2)避難経路の点検 (3)通報訓練
9月	水害発生時に迅速な避難を行い、もって利用児・者の安全を確保する。 【避難場所：江刺総合支所】	北上川氾濫による災害を想定した避難誘導 【発生時刻 10：30】 1. 状況に応じた指示に従い避難場所に集合（洪水時の避難確保計画参照） 2. 点検作業 (1)危険個所の点検 (2)避難経路の確認 (3)利用者名簿確認 (4)非常持出の点検 (5)情報収集の確認
1月	A E D 及び心肺蘇生法等の訓練を行い、もって利用児・者の安全の確保をする。 ※職員対象 【消防署依頼】	心肺停止及び急病等様態異変時の救急通報及びその対処法の訓練 1. A E D 操作訓練・緊急蘇生法・応急処置の訓練、救急通報訓練等 2. A E D 機器の点検
2月	冬季における火災発生時の避難誘導及び初期消火訓練が迅速且つ円滑にできるようにする。 【避難訓練：南側駐車場】	地震からの火災発生を想定した初期消火訓練及び避難誘導訓練【発生時刻 11：00】 (1)消火器の点検（設置場所・消火器の使い方の周知） (2)避難経路の点検 (3)通報訓練

8. 事業所の概要

(1) 事業所の沿革

*平成18年4月1日『児童デイサービスひだまり』として開設する。

(児童福祉法に基づく指定児童デイサービス事業所)

*平成18年10月1日『ひだまり』に名称を変更し、新法に基づく指定を受ける。(障害者自立支援法に基づく指定児童デイサービス事業所)

*平成18年10月1日奥州市より『日中一時支援事業』の委託を受ける。

*平成21年4月1日金ヶ崎町より『日中一時支援事業』の委託を受ける。

*平成24年4月1日児童福祉法の改正により、『放課後等デイサービス』へ移行。

*平成26年6月23日江刺愛宕字朴ノ木10-1から江刺区愛宕字梁川125-1へ移転開所

*平成27年4月1日より社会福祉法人岩手ひだまり会の事業所となる。

法人認可により「ひだまり」から「ひだまり江刺桜木」に名称変更。

(2) 事業所の名称及び所在地

名 称 ひだまり江刺桜木

所在地 岩手県奥州市江刺愛宕字梁川125番地1

(3) 事業内容

① 放課後等デイサービス事業

・対象者 障害児

・利用定員 10名

・営業日 毎日

(但し、8月13日から8月16日までと12月30日から1月3日までを除く)

・営業時間 月曜日から金曜日は、午前10時から午後6時まで

土曜日、日曜日、祝日は、午前10時から午後4時まで

② 日中一時支援事業

・対象者 障害児者

・利用定員 なし

・営業日 毎日

(但し、8月13日から8月16日までと12月30日から1月3日までを除く)

・営業時間 月曜日から金曜日は、午前7時30分から午後6時まで

土曜日、日曜日、祝日は、午前10時から午後4時まで

*予約があれば、時間外についても対応

令和2年度ひだまり江刺岩谷堂児童課事業計画書

1. 運営方針

私たちは、利用児童が生活能力向上のために必要な訓練を行うとともに、社会との交流を図ることができるよう、児童の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的な支援を行い、『できた』喜び、『できる』という自信、笑顔を増やすお手伝いをします。

2. 運営目的(スローガン)

一人ひとりをよく知り、思いを感じ、共に歩む
家族に寄り添い 支えになる

3. 重点運営目標

- (1) 関係法令及び放課後等デイサービスガイドラインに基づく、適切なサービスの提供
- (2) 利用児童、家族との信頼関係の構築
- (3) 一貫した支援ができるよう関係機関との連携
- (4) アンケート評価の実施、結果の公表等、その他情報発信の徹底
- (5) 地域又は学童保育もしくは幼稚園等との交流

4. 重点療育・支援目標

- (1) 利用児童の希望、家族の願いを把握し個別支援計画を作成します。また、家族や関係機関と共有し支援を行うと共に、評価、見直しを適切に行い支援の充実を図ります。
- (2) 社会性を育み、将来地域の中で自分らしく生活していけるよう、グループ活動やコミュニケーションの指導を通し、自己肯定感を上げられるよう支援を行います。
- (3) 音楽療法に関連させた音楽活動に取り組み、協調性や感受性を育む支援を行います。
- (4) 様々な社会資源を活用し、体験する機会を提供することや地域社会との結びつきを大切に地域住民との関わりを持つ機会を計画し、活動の範囲を広げます。
- (5) 利用児童が安心して、楽しく過ごせる居場所となるよう、職員全員が意識した関わりをします。

5. 職員構成

職 種	配置基準	専従	兼務	計
所長（管理者兼就労課サービス管理責任者）	1		1	1
児童発達支援管理責任者	1	1		1
児童指導員		4		4
保育士	2	1		1

指導員				
計	4	6	1	7

6. 目標利用率

(1) 放課後等デイサービス

平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度(見込)	令和 2 年度
71%	74%	97%	100%

7. 主要業務計画

(1) 業務・行事

月	業 務	行 事
4 月	個別支援計画作成	自己紹介 (誕生会・季節行事)
5 月	個別面談	
6 月	個別面談・利用者ファイル整理、確認	茶ットの会(保護者交流)
7 月		外出・(保)バス遠足
8 月	環境整備	外出・(保)縁日市
9 月	個別支援会議(前期)・個別支援計画作成 ケース・帳票類確認	
10 月	アンケート評価実施	茶ットの会(バーベキュー)
11 月		アテルイ芸術祭(出展)
12 月	環境整備	クリスマス会・ Zホールワークショップ
1 月	ケース確認	茶ットの会(お楽しみ会)
2 月	個別支援会議(後期)・ケース確認	
3 月	個別支援計画作成	卒業・進級を祝う会

(2) 職場内研修

月	テーマ	内 容
4 月	事業計画について	事業計画書の読み合わせ
5 月	職員のメンタルヘルス	資料を参照し、実践
6 月	感染症・食中毒とその対応	マニュアルに基づく研修
7 月	職員のアンガーマネジメント	研修資料に基づく研修
8 月	保護者への接遇	資料を基にした研修
9 月	虐待防止・身体拘束について	マニュアルに基づく研修
10 月	苦情解決について	資料を基にした研修
11 月	サービス評価表を基にしたサービス	サービス評価表を基にした話し合い

	改善	
12月	交通事故防止と発生時の対応手順	マニュアルに基づく研修
1月	ひやり、はつとの傾向分析と対策検討 AED講習会	4～12月発生報告書を基にした検討 消防署による講習
2月	一人一研究事業所内発表	発表者による発表
3月	放課後等デイサービスについて	ガイドラインの読み合わせ

(3) 避難訓練・消防（防災）計画

月	計 画	内 容
5月	地震発生時に迅速な避難を行い、もって利用児・者の安全を確保する。 【避難場所：事業所内】	東日本大震災規模の災害を想定した避難誘導訓練 ※点検作業 (1)危険個所の点検 (2)避難経路の確認 (3)非常持出の点検
7月	夏季における火災発生時の避難誘導及び初期消火訓練が迅速且つ円滑にできるようにする。 ※消防署立会 【避難場所：北側駐車場】	火災発生時の初期消火訓練及び避難誘導訓練 ※点検作業・訓練 (1)消火器の点検 (2)避難経路の点検 (3)通報訓練 (4)非常持出の点検
10月	水害発生時に迅速な避難を行い、もって利用児・者の安全を確保する。 【避難場所：事業所2階】	北上川氾濫による災害を想定した避難誘導訓練 ※状況に応じた指示に従い避難場所に集合（指定避難場所の確認） ※点検作業・訓練 (1)危険個所の点検 (2)避難経路の確認 (3)非常持出の点検 (4)情報収集の確認
1月	AED及び心肺蘇生法等の訓練を行い、もって利用児・者の安全の確保をする。※職員対象 【消防署依頼】	心肺停止及び急病等様態異変時の救急通報及びその対処法の訓練 1. AED操作訓練・緊急蘇生法・応急処置の訓練、救急通報訓練等 2. AED機器の点検
1月	冬季における火災発生時の避難誘導及び初期消火訓練が迅速且つ円滑に	地震からの火災発生時を想定した初期消火訓練及び避難誘導訓練

	できるようにする。 【避難場所:北側駐車場】	※点検作業・訓練 (1)消火器の点検 (2)避難経路の点検 (3)通報訓練(消防署依頼) (4)非常持出の点検
--	-------------------------------	---

8. 事業所の概要

(1) 事業所の沿革

*平成 21 年 11 月 1 日「ひだまり江刺」として開設する。

(障害者自立支援法に基づく指定児童デイサービス事業所)

*平成 21 年 11 月 1 日、奥州市「日中一時支援事業」受託。

*平成 24 年 4 月 1 日、児童福祉法に基づく放課後等デイサービスに変更。

*平成 27 年 4 月 1 日、社会福祉法人岩手ひだまり会の事業となる。

法人認可により「ひだまり江刺」から「ひだまり江刺岩屋堂」に名称変更。

*平成 27 年 11 月 29 日、江刺区八日町一丁目 9-37 より現所在地へ移転。

*平成 28 年 9 月 1 日、多機能型事業所として就労継続支援 B 型事業開始。

(2) 事業所の名称及び所在地

名 称 ひだまり江刺岩谷堂

所在地 岩手県奥州市江刺愛宕字橋本 222 番 3

(3) 事業内容

①放課後等デイサービス事業

- ・対象者 障害児
- ・利用定員 10 名
- ・営業日 毎日 (但し、8 月 13 日から 8 月 16 日までと 12 月 30 日から 1 月 3 日までを除く)
- ・営業時間 月曜日から金曜日 午前 10 時から午後 6 時まで
土曜、日曜、祝日 午前 10 時から午後 4 時まで

②日中一時支援事業

- ・対象者 障害児・者
- ・利用定員 10 名
- ・営業日 毎日 (但し、8 月 13 日から 8 月 16 日までと 12 月 30 日から 1 月 3 日までを除く)
- ・営業時間 月曜日から金曜日 午前 7 時 30 分から午後 6 時まで
土曜、日曜、祝日 午前 10 時から午後 4 時まで
※予約があれば時間外についても対応

③就労継続支援 B 型事業

- ・対象者 厚労省令で定める障害者

- ・利用定員 10名
- ・営業日 月曜日から金曜日
(但し、8月13日から8月16日までと12月30日から1月3日
までを除く)
- ・営業時間 午前9時から午後6時まで
*予約があれば、時間外についても対応

令和2年度ひだまり江刺第2桜木事業計画書

1. 運営方針

- ・ひだまり第二桜木は中高生対象として事業所を開設したが、卒業し就労活動後に日中一時利用者として第二桜木を利用する障害者が増え続けている状態で事業所の経営運営に大きく影響が出る事が心配となり、中高生以外の利用者を増やさないと経営が難しくなる状況にある。今年度は中高生以外の利用者を増やすことに努力する。
- ・利用者が日常生活能力に応じた必要な訓練、基本的動作訓練、日常生活能力向上に向けた訓練、個々に応じた支援指導をしていく。
- ・利用者、保護者、地域の方々と交流連携し信用される事業所に努める。
- ・明るい事業所、笑顔のある事業所、利用児童、保護者に信頼される事業所に努める。

2. 運営目的(スローガン)

- ・よい笑顔、よい言葉、よい心、ひとりひとりを尊重し可能性を信じる。
- ・安心して過ごせる事業所に、保護者に信頼される支援活動を行う。

3. 重点運営目標

- (1)関係法令および事業所運営規程に基づき放課後等デイサービス事業と日中一時支援事業を安定的に運営できるよう努め、人との関わり、コミュニケーションスキル、就労に向けた必要な訓練、社会との交流を促進し放課後の居場所をを提供する事を目標とする。
- (2)安定した事業所運営ができるよう、利用児童、保護者、職員が連携し効率的な改革、効果的な事業を展開する。
- (3)地域行事に参加し地域住民と交流を図り、事業所行事に地域住民を招き交流しながら障がい児・者の意識改革を図る。
- (4)地域又は学童保育もしくは幼稚園等との交流に努める。
- (5)新型コロナウイルス対策および衛生管理に努める。

4. 重点療育・支援目標

- (1)利用者・保護者のニーズを把握し個別支援計画作成し、保護者や関係機関と共有し支援を行う、評価、見直しを適切に行い支援の充実を図る。
- (2)生活指導や機能訓練等で将来に向けた基本的動作の習得援助を行う。
- (3)活動やコミュニケーションを通じて集団生活が出来る自立適応訓練を行う。
- (4)保護者との連携を密に家庭療育の負担軽減を目指す支援を行う。

5. 職員構成

職 種	配置基準	専従		兼務	計
所長(管理者)	1	1		0	1
児童発達支援管理責任者	1	1		0	1

児童指導員	2	3	0	3
保育士		1	0	1
支援員			0	
送迎員		0	0	0
計	4	6	0	6

6. 施設目標利用率

(1) 放課後等デイサービス

平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度（見込）	令和 2 年度
49.7%	45.0%	47.8.3%	78.5%

7. 年間計画

(1) 業務・行事計画

月	年間業務	年間行事
4月	職員役割分担・個別支援計画書作成	入学・進級・就労お祝い・お花見
5月	保護者個別面談・文書処理・避難訓練	ミニ遠足
6月	地域清掃活動(側道清掃・草取り)	集団活動訓練
7月	創作活動：個別支援会議(前期)	花壇整備
8月	初期消火訓練：施設内清掃活動	地域交流活動・季節行事
9月	モニタリング：	施設外活動(ドライブ)
10月	個別面談：保護者懇談会	保護者、職員交流会
11月	洪水避難訓練・保護者アンケート調査	台風、大雨による洪水避難の説明
12月	AED操作訓練：施設内清掃活動	救急救命士による講習：クリスマス会
1月	個別支援会議(後期)	小正月行事・書初め
2月	個別面談：消火訓練・通報訓練	外食訓練
3月	個別支援計画書作成：年度末書類整理	卒業祝う会：ひな祭り

(2) 研修計画

月	目 標	内 容
4月	事業計画・運営方針勉強会	事業計画および運営についての取り組み
5月	放課後等デイ・日中一時支援の検討	契約、重要事項説明、サービス携帯の概要勉強
6月	事業所内の記録および支援状況の勉強	職員間の確認：記録簿冊の確認
7月	身体拘束・虐待防止マニュアル勉強	事例研修、検討、マニュアル検討
8月	夏休中の事故防止研修	活動対策、事故防止対策
9月	非常時災害対策訓練協議：職員接遇勉強	保護者の送迎時の職員対応検討
10月	事業所の運営と反省	支援内容の検討
11月	サービス評価表に基づくサービス改善検討会	サービス評価表の結果検討
12月	感染予防対策検討・	インフルエンザ対応、マニュアル確認
1月	一人一研究の取りまとめ	発表者の選考
2月	事務作業の確認：通報訓練	遅滞事務作業の確認今後の進捗について

3月	年間支援の反省：事業計画作成	支援内容と反省と勉強
----	----------------	------------

(3) 避難・消防計画

月	計 画	内 容
5月	地震発生時に迅速な避難を行い、もって利用児・者の安全を確保する。 1、一次避難場所(机、テーブル等) 2、二次避難場所(安全確認場所) 【避難場所：事業所駐車場】	東日本大震災規模の災害を想定した避難誘導 2. 点検作業 (1)危険個所の点検 (2)避難経路の確認 (3)利用者名簿確認 (4)非常持出の点検
8月	夏季における火災発生時の避難誘導及び初期消火訓練が迅速且つ円滑にできるようにする。 消防用設備点検業者の協力で消火訓練行う。 【避難場所：事業所駐車場】	火災発生時の初期消火訓練及び避難誘導訓練 (1)消火器の点検 (2)避難経路の点検
11月	水害発生時に迅速な避難を行い、もって利用児・者の安全を確保する。 1、避難時は車両で避難する 2、避難完了された場合保護者に安全状況の報告と迎えをお願いする 【避難場所：江刺総合支所】	北上川氾濫による災害規模を想定した避難誘導 1. 状況に応じた指示に従い避難場所に集合(避難施設) 2. 点検作業 (1)危険個所の点検 (2)避難経路の確認 (3)利用者名簿確認 (4)非常持出の点検
12月	AED及び心肺蘇生法等の訓練を行い、もって利用児・者の安全の確保をする。(江刺地区事業所合同訓練) 【消防署に依頼】	心肺停止及び急病等様態異変時の救急通報及びその対処法の訓練 1. AED操作訓練・緊急蘇生法・応急処置の訓練、救急通報金連 1. AED機器の点検
2月	冬季における火災発生時の避難誘導及び初期消火訓練が迅速且つ円滑にできるようにする。消防用設備点検業	火災発生時の初期消火訓練及び避難誘導訓練 (1)消火器の点検

	者の協力で消火訓練行う。 【避難場所：事業所駐車場】	(2)避難経路の点検
--	-------------------------------	------------

8. 事業所の概要

(1) 事業所の沿革

- *平成 28 年 4 月 1 日『ひだまり江刺桜木第 2 桜木』として開設する。
(児童福祉法に基づく指定児童デイサービス事業所)
- *平成 28 年 4 月 1 日奥州市より『日中一時支援事業』の委託を受ける。
- *平成 28 年 4 月 1 日金ケ崎町より『日中一支援事業』の委託を受ける。

(2) 事業所の名称及び所在地

名 称 ひだまり江刺第二桜木
所在地 岩手県奥州市江刺愛宕字境畑 68 番地 1

(3) 事業内容

① 放課後等デイサービス事業

- ・対象者 障害児
- ・利用定員 10 名
- ・営業日 毎日
(但し、8 月 13 日から 8 月 16 日までと 12 月 30 日から 1 月 3 日までを除く)
- ・営業時間 月曜日から金曜日は、午前 10 時から午後 6 時まで
土曜日、日曜日、祝日は、午前 10 時から午後 4 時まで

② 日中一時支援事業

- ・対象者 障害児者
 - ・利用定員 なし
 - ・営業日 毎日
(但し、8 月 13 日から 8 月 16 日までと 12 月 30 日から 1 月 3 日までを除く)
 - ・営業時間 月曜日から金曜日は、午前 7 時 30 分から午後 6 時まで
土曜日、日曜日、祝日は、午前 10 時から午後 4 時まで
- *予約があれば、時間外についても対応

令和2年度ひだまり水沢森下児童課事業計画書

1. 運営方針

利用児童が日常生活における基本的動作を習得し、集団生活に適応することが出来るよう、効果的な指導及び訓練を行います。また、他機関(行政、学校、相談支援事業所等)と連携を図り、本人を中心とした支援に努めます。

2. 運営目的(スローガン)

「安全、安心、信頼」の構築に向けて努力する。

3. 重点運営目標

- (1) 法人の基本理念・基本方針に従い、利用児童に対し質の高いサービスが出来るよう研修会等に参加し専門知識を高める。
- (2) 今後のサービス内容の情報収集に努め、保護者にも伝達し共有を図る。
- (3) 職員は常に「安全、安心、信頼」を意識し、利用児にとって安全に楽しく過ごせる環境整備に取り組む。
- (4) 地域又は学童保育もしくは幼稚園等との交流を図る。

4. 重点療育・支援目標

- (1) 児童が通う学校や保育園等との情報交換及び連携を図る。
- (2) 個々の特性に応じた遊びや活動を個別に計画し実施する。
- (3) 様々な社会資源を利用することにより社会経験の幅を広げる。
- (4) 集団での過ごし方、その中での自分の役割を意識づけられるよう支援する。
- (5) 様々な活動プログラムを用意し、余暇の充実を図る。

5. 職員構成

職 種	配置基準	専従	兼務	計
所長(管理者)	1		1	1
児童課長		1	1	1
児童発達支援管理責任者	1	1		1
保育士	2	2		2
児童指導員		4		4
指導員				
送迎員				
計	4	8	2	8(1)

6. 目標利用率

(1) 放課後等デイサービス

平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度(見込)	令和 2 年度
93%(実績)	87%(実績)	92%	100%

7. 主要業務計画

(1) 業務・行事

月	業 務	行 事・活 動
4 月	個別支援計画	電車に乘に乗ろう(電車の乗り方や公共のルールを覚える)
5 月	避難訓練(地震)	母の日の制作(感謝の気持ちを込めて作る)
6 月	モニタリング	非常食体験(非常時の食事の体験をする)
7 月	避難訓練(火災)	夏休みの目標を決めよう(長期休暇の目標を決める)
8 月		水遊び(大型プールで皆と楽しく遊ぶ) 大掃除(休暇前に事業所を綺麗にしよう)
9 月	避難訓練(水害)	体育館で遊ぼう(自由に体を動かし様々な遊びをしよう) 親子参加型行事(皆で楽しい時間を共有しよう)
10 月	サービス評価表	ハロウィンパーティー(季節の行事を楽しむ) 秋の芸術祭(作品展示をしよう)
11 月	保護者懇談会(評価表結果報告)	秋の散策(季節を感じ、秋の物を探す) 外出活動(グループに分かれて外出)
12 月	合同クリスマス会	クリスマス会(季節の行事を楽しむ)
1 月	避難訓練(火災)	初詣(神社へ行き新年のお参りをする)
2 月		おやつを買いに行こう(公共の場でお買い物をする)
3 月	モニタリング 新年度準備	ひなまつり(季節の行事を楽しむ)

(2) 職場内研修

月	テーマ	内 容
4 月	令和 2 年度法人及び森下事業計画について	読み合わせを実施し共通理解を深める
5 月	緊急時の対応について	緊急時対応マニュアルの読み合わせ
6 月	施設の安全管理・環境整備について	施設内点検 環境の見直し、改善の提案
7 月	虐待防止・身体拘束	虐待防止マニュアルの読み合わせ
8 月	感染症・食中毒とその対応	衛生管理マニュアルの読み合わせ実施

9月	事故防止と事故発生時の対応（リスクマネジメント）	4月から8月までの事故、ひやりはっとの見直し実施
10月	交通事故防止について	ドライブレコーダーでの記録を検証
11月	サービス評価表について	アンケートを用意し実施
12月	接遇	参考資料を用意し実施
1月	非常災害対策について	防火対応マニュアルの読み合わせ
2月	施設の安全管理・環境整備について	施設内点検 環境の見直し、改善の提案
3月	人権尊厳とプライバシー	参考資料を用意し実施

(3) 防災訓練計画

※生活介護課と合同での実施

月	重点目標	想定	避難移動	訓練、作業	備考
5	・迅速な避難、 通報	東日本大地震 (震度7) PM3:30	日直の状況に応じた指示に従い 避難場所に集合	・危険個所の点検 ・避難口の確認	
7	・迅速な避難 通報、 消火訓練	1階多目的室付 近より出火 AM11:45	日直の状況に応じた指示に従い 避難場所に集合	・初期消火訓練 ・非常持出	
9	・迅速な避難、 通報	大雨による水 害・土砂災害 AM11:30	日直の状況に応じた指示に従い 避難場所に集合	・危険個所の点検 ・避難経路の確認	
1	・迅速な避難 通報	2階台所より 出火 AM11:45	日直の状況に応じた指示に従い 避難場所に集合	・危険個所の点検 ・非常持ち出し	

※AED（心肺蘇生法）は法人内他事業所と合同で行う。

※火災、地震、水害・土砂災害発生時の対応については、防災マニュアルによる。

8. 事業所の概要

1. 事業所の沿革

*平成20年6月1日 「ひだまり分園」として開設。

*平成21年9月1日、「ひだまり水沢」と名称変更。

奥州市より「障がい者地域活動支援センター」の委託を受け『地域活動支援センター水沢』を開設。

*平成24年3月1日 ひだまり水沢森下として多機能型事業所となる。

*平成24年4月1日 児童福祉法に基づく放課後等デイサービスに変更

*平成27年4月1日 社会福祉法人岩手ひだまり会事業所となる。
法人認可により「ひだまり水沢」から「ひだまり水沢森下」に名称変更

2. 事業所の名称及び所在地

名 称 ひだまり水沢森下（多機能型事業所）

所在地 岩手県奥州市水沢字森下 88

3. 事業内容

(1) 放課後等デイサービス事業

・対象者 障害児

・利用定員 10名

・営業日 日曜日から土曜日とする。

(但し、8月13日から8月16日までと12月30日から1月3日までを除く)

・営業時間 月曜日から金曜日は、10時から18時まで

土曜日、日曜日、祝日は、10時から16時まで

(2) 日中一時支援事業

・対象者 障害児者

・利用定員 10名（児童課）

・営業日 毎日

(但し、8月13日から8月16日までと12月30日から1月3日までを除く)

・営業時間 月～金 午前7:30～午後6:00

土、日、祝日 午前10時～午後6時

*予約があれば、時間外についても対応

令和2年度ひだまり水沢駅東事業計画書

1. 運営方針

利用児童が生活能力の向上の為に、基本的日常生活動作を習得し、集団生活に適応することが出来るよう、適切かつ効果的な支援を行います。また、地域との交流を図り、様々な体験を通して術を知り、将来の自立生活や豊かな生活を迎えられるようお手伝いします。

2. 運営目的(スローガン)

心の声に耳を傾け、サインに気付く ～あふれる笑顔～

3. 重点運営目標

- (1) 関係法令等を遵守し、放課後等デイサービスガイドラインに基づく事業の実施
- (2) 将来を見据え、利用児童の立場に立ったサービスの提供
- (3) 保護者との信頼関係の構築、及び家族支援
- (4) アンケート評価の実施と結果の公表
- (5) 地域又は学童保育もしくは幼稚園等との交流

4. 重点療育・支援目標

- (1) 利用児童の希望や保護者の願いを聞き、個別支援計画書を作成し、個々に合ったサービスの提供に努めます。
- (2) アセスメントに基づき、関係機関と連携を図りながら、一貫性のある支援に努めます。
- (3) 利用児童の自己決定を引き出すよう、コミュニケーションの為の環境を整備します。
- (4) 利用児童をよく観察し、言動や行動からのサインに気付き、必要な支援を探り、安定した気持ちで過ごせるよう努めます。
- (5) 利用児童が地域で安心して暮らせるよう、様々な行事を通して、地域の方との交流の場を作ります。

5. 職員構成

職 種	配置基準	専従	兼務	計
所長(管理者)	1	1		1
児童発達支援管理責任者	1		1	
児童指導員	2	5		5
保育士		2		2
職業指導員				
支援員				
指導員				
送迎員				
計	4	8	1	8

6. 目標利用率

(1) 放課後等デイサービス

平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度（見込）	令和 2 年度
93%	93%	96%	100%

7. 主要業務計画

(1) 業務・行事

月	業 務	行 事
4 月	個別支援計画書作成 事業所内清掃・整備	お花見 進級を祝う会 職員紹介
5 月	保護者面談	消防署見学 花植え
6 月	面談報告 利用者ファイル整理	花卉センター見学
7 月	利用者ファイル整理	七夕祭り 買い物体験
8 月	事業所清掃・整備	飛行場見学 水遊び
9 月	個別支援会議（前期）・計画書作成 評価表アンケート実施	外食 買い物体験
10 月	保護者懇談会	紅葉狩り 動物ふれあい体験 ハロウィンパーティー 体育館
11 月	アセスメント	アテルイ芸術祭（出展）外食
12 月	事業所内清掃・整備	クリスマス会
1 月	帳簿類整理	初詣 野鳥見学 正月遊び
2 月	個別支援会議（後期）保護者懇談会	節分 バレンタインデー
3 月	個別支援計画書作成	外出 ひな祭り 卒業を祝う会

(2) 職場内研修

月	テーマ	内 容
4 月	事業計画・個別支援計画書について	事業計画書・支援計画書に基づき説明
5 月	人権擁護について	自己チェック表を基に実施
6 月	感染症・食中毒と予防 緊急時対応	嘔吐処理の実践 熱中症への対応策 緊急避難時の搬送実践
7 月	非常災害について	消火器の使い方実践
8 月	他事業所・学校・他施設等の見学	他施設等を訪問し、支援方法等を学ぶ
9 月	支援ツール等の作成（グッズ・自立課題）	個々に研究し作成
10 月	緊急時対応について	A E D 操作、心肺蘇生（消防署へ依頼）
11 月	危険予知について	資料に基づいて実施
12 月	虐待防止について	伝達研修 資料に基づいて実施
1 月	アンガーマネジメントについて	資料に基づいて実施
2 月	支援の在り方	伝達研修 資料に基づいて実施
3 月	1 年間の振り返り	今年度の振り返りと次年度への計画

(3) 避難訓練・消防（防災）計画

月	計 画	内 容
5 月	地震発生時に迅速な避難を行い、もって利用児・者の安全を確保する。 【避難場所 事業所内】	東日本大震災規模の災害を想定した避難誘導 【発生時刻 15:30】 ※点検作業 (1)危険個所の点検 (2)避難経路の確認 (3)利用児童名簿確認 (4)消防用設備等、非常持出の点検
7 月	夏季における火災発生時の避難誘導及び初期消火訓練が迅速且つ円滑にできるようにする。 【避難場所 南側駐車場】	火災発生時の初期消火訓練及び避難誘導訓練 【発生時刻 11:30】 ※点検作業・訓練 (1)消火器の点検 (2)避難経路の点検 (3)通報訓練 (4)消防用設備等、非常持出の点検
9 月	水害発生時に迅速な避難を行い、もって利用児・者の安全を確保する。 【避難場所 ①事業所2階】 【避難場所 ②常盤地区センター】	北上川氾濫による災害規模を想定した避難誘導【発生時刻 15:30】 1.状況に応じた指示に従い避難場所に集合(指定避難場所の確認) 2.点検作業・訓練 (1)危険個所の点検 (2)避難経路の確認 (3)利用児童名簿確認 (4)現状報告訓練 (5)消防用設備等、非常持出の点検
10 月	A E D 及び心肺蘇生法等の訓練を行い、もって利用児・者の安全の確保をする。 【消防署依頼】	心肺停止及び急病等様態異変時の救急通報及びその対処法の訓練 1. A E D 操作訓練・緊急蘇生法・応急処置の訓練、救急通報金連 1. A E D 機器の点検
1 月	冬季における火災発生時の避難誘導及び初期消火訓練が迅速且つ円滑にできるようにする。 【避難場所 南側駐車場】	火災発生時の初期消火訓練及び避難誘導訓練 【発生時刻 15:30】 ※点検作業・訓練 (1)消火器の点検 (2)避難経路の点検 (3)通報訓練 (4)消防用設備等、非常持出の点検

8. 事業所の概要

(1) 事業所の沿革

*平成23年7月11日『第二ひだまり水沢』として開設する。

(障害者自立支援法に基づく指定児童デイサービス事業所)

*平成23年7月11日奥州市より『日中一時支援事業』の委託を受ける。

*平成24年3月19日金ヶ崎町より『日中一時支援事業』の委託を受ける。

*平成24年4月1日より、児童福祉法に基づく放課後等デイサービスに変更。

*平成27年4月1日より社会福祉法人岩手ひだまり会の事業となる。

*平成29年4月16日、水沢区東大通り二丁目4番3号から水沢区台町1番43号へ移転。

(2) 事業所の名称及び所在地

名 称 ひだまり水沢駅東

所在地 岩手県奥州市水沢台町1番43号

(3) 事業内容

① 放課後等デイサービス事業

・対象者 障害児

・利用定員 10名

・営業日 毎日

(但し、8月13日から8月16日までと12月30日から1月3日までを除く)

・営業時間 月曜日から金曜日は、午前10時から午後6時まで
土曜日、日曜日、祝日は、午前10時から午後4時まで

② 日中一時支援事業

・対象者 障害児・者

・利用定員 10名

・営業日 毎日

(但し、8月13日から8月16日までと12月30日から1月3日までを除く)

・営業時間 月曜日から金曜日は、午前7時30分から午後6時まで
土曜日、日曜日、祝日は、午前10時から午後4時まで

*予約があれば時間外についても対応

令和2年度ひだまり水沢横町事業計画書

1. 運営方針

- ・利用児童一人ひとりの発達過程や特性、適応行動の状況を理解し、個別活動やグループ活動を通して個々の状況に応じた計画（個別支援計画）に沿って発達支援を行ないます。
- ・人権尊重を旨とし、自己選択・自己決定支援を丁寧に行います。
- ・保護者との信頼関係を築き、保護者が子どもの発達に関して気兼ねなく相談できる場になるよう努めます。

2. 運営目的(スローガン)

信頼・笑顔・協働

3. 重点運営目標

- (1) 放課後等デイサービスガイドライン、その他の関係法令等の遵守
- (2) 業務内容を定期的にチェックし、サービスの質を上げるための取り組み
(活動計画、ケース記録、支援会議、職員会議、職員研修)
- (3) 信頼関係構築のための取り組み（サービス評価アンケートの実施、保護者懇談会
家族交流会の実施、苦情受付、ひやりはっと、事故報告）
- (4) 設備・環境の質を上げるための取り組み（障がい特性に応じた環境の提供、修理
修繕が必要な個所の敏速な対応、安全チェック、環境整備）
- (5) 地域等との交流

4. 重点療育・支援目標

- (1) 日常生活における基本的動作の習得を目指す
- (2) 集団生活に適應できるように特性に応じた指導・訓練の実施（個別支援）
- (3) 個別支援計画は、本人の意思を尊重し保護者と事業所三者で協議し策定
(自己選択・自己決定支援)
- (4) 学校、相談員等関係機関との連携を図る（適切なサービス提供）
- (5) 地域社会資源を活用した活動を取り入れ、社会との交流を図る

5. 職員構成

職 種	配置基準	専従	兼務	計
所長（管理者）	1	1		1
児童発達支援管理責任者	1	1		1
児童指導員	2	3		3
保育士		1		1
指導員		1		1
計	4	7		7

6. 目標利用率

(1)放課後等デイサービス

平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度(見込)	令和 2 年度
104%	97%	88%	110%

7. 主要業務計画

(1)業務・行事

月	業 務	行 事
4月	個別支援計画書作成	入学・進級を祝う会、火防祭見学
5月	保護者個別面談	
6月		奉仕活動
7月		工場見学(回進堂：外出訓練)
8月		水遊び
9月	サービス評価アンケート/モニタリング(前期)	敬老の日(他施設訪問と交流)
10月	保護者懇談会/個別支援計画書作成	親子交流会(焼き肉パーティ)、赤い羽根共同募金
11月		地域行事参加(ハロウィン)
12月	事業所内掃除(整理・整頓)	ひだまり15周年記念行事 クリスマス会
1月		元朝参り、書初め
2月	一人一研究/モニタリング	家族懇談会
3月	個別支援計画書作成	卒業を祝う会

(2)職場内研修

月	テーマ	内 容
4月	事業計画/放課後等デイサービスガイドライン	読み合わせと確認
5月	職業倫理/人権擁護チェック表	「倫理・行動規範・職員サービス・就業規程」等読み合わせ
6月	障がい特性について	
7月	他事業所見学	
8月		
9月	モニタリング	支援の振り返り
10月	ペアレントトレーニング	
11月	交通安全/送迎ルートの確認	リスクマネジメント/マニュアル読み合わせ
12月	感染症とその対応	マニュアルの読み合わせ

1月		
2月	1人一研究/モニタリング	支援の振り返り
3月	研修の振り返り	

(3) 避難訓練・消防（防災）計画

月	計 画	内 容
5月	地震発生時に迅速な避難を行い、もって利用児・者の安全を確保する。 【避難場所：水沢体育館】	東日本大震災規模の災害を想定した避難誘導 【発生時刻：11時】 (1)危険個所の点検 (2)避難経路の確認 (3)利用児童名簿確認 (4)非常持出の点検
7月	夏季における火災発生時の避難誘導及び初期消火訓練が迅速且つ円滑にできるようにする。 【避難場所：水沢体育館】 水沢・胆沢地区職員合同消火訓練	火災発生時の初期消火訓練及び避難誘導訓練 【発生時刻：14時30分】 (1)消火器の点検（設置場所・消火器の使い方の周知） (2)避難経路の点検 (3)通報訓練
10月	水害発生時に迅速な避難を行い、もって利用児・者の安全を確保する。 【避難場所：水沢体育館】	北上川氾濫による災害規模を想定した避難誘導 【発生時刻：15時】 1.状況に応じた指示に従い避難場所に集合 2.点検作業 (1)危険個所の点検 (2)避難経路の確認 (3)利用児童名簿確認 (4)非常持出の点検 (5)情報収集の確認
	AED及び心肺蘇生法等の訓練を行い、もって利用児・者の安全の確保をする。 【水沢・胆沢地区職員合同AED訓練】	心肺停止及び急病等様態異変時の救急通報及びその対処法の訓練 1. AED操作訓練・緊急蘇生法・応急処置の訓練、救急通報金連 1. AED機器の点検
2月	冬季における火災発生時の避難誘導及び初期消火訓練が迅速且つ円滑にできるようにする。 【避難場所：水沢体育館】	地震からの火災発生時の初期消火訓練及び避難誘導訓練【発生時刻：10時30分】 (1)消火器の点検/初期消火訓練 (2)避難経路の点検 (3)通報訓練

8. 事業所の概要

(1) 事業所の沿革

- *平成25年9月1日「第3ひだまり水沢」として開設。
(児童福祉法に基づく指定放課後等デイサービス事業所)
- *平成25年9月17日奥州市より『日中一時支援事業』の委託を受ける。
- *平成25年10月1日金ヶ崎町より「日中一時支援事業」の委託を受ける。
- *平成27年4月1日より社会福祉法人岩手ひだまり会として法人認可。
法人認可により「第3ひだまり水沢」から「ひだまり水沢横町」に
名称変更。

(2) 事業所の名称及び所在地

名 称 ひだまり水沢横町
所在地 岩手県奥州市水沢字横町 210 番地

(3) 事業内容

① 放課後等デイサービス事業

- ・対象者 障がい児
- ・利用定員 10名
- ・営業日 毎日
(但し、8月13日から8月16日までと12月30日から1月3日までを除く)
- ・営業時間 月曜日から金曜日は、午前10時から午後6時まで
土曜日、日曜日、祝日は、午前10時から午後4時まで

② 日中一時支援事業

- ・対象者 障がい児者
- ・利用定員 なし
- ・営業日 毎日
(但し、8月13日から8月16日までと12月30日から1月3日までを除く)
- ・営業時間 月曜日から金曜日は、午前7時30分から午後6時まで
土曜日、日曜日、祝日は、午前10時から午後4時まで
※予約があれば時間外についても対応

令和2年度ひだまり胆沢事業計画書

1. 運営方針

利用児童が日常生活における基本動作を習得し、集団生活に適応できるよう、身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的な支援を行います。また、互いにのびのびと過ごし、将来を見据えた支援の提供に努めます。

2. 運営目的(スローガン)

自分らしくのびのびと

3. 重点運営目標

- (1) 関係法令等を遵守し、放課後等デイサービスガイドラインに基づく運営を行います。
- (2) 保護者及び各関係機関との信頼関係の構築を図り、利用児童及び家族に寄り添ったサービスの提供に努めます。
- (3) 福祉の道を志すきっかけとなった気持ちを大切に、福祉に携わる者として人に学び共に成長し、感謝の気持ちが利用児童の支援に繋がるよう心掛けていきます。
- (4) 業務を計画的、効率的に実行していくために、職員の融和を図り連携体制の構築を促進していきます。
- (5) 地域又は学童保育もしくは幼稚園等との交流の場を設けていきます。

4. 重点療育・支援目標

- (1) 「人に褒められること」「人の役に立つこと」「人から必要とされること」を日常生活から学び、自己肯定感を高めることが出来るよう支援の提供を行います。
- (2) 利用児童及び家族のニーズを確認し、特性、発達状況に応じた支援を提供します。
- (3) 保護者、各関係機関との連携を密にし、一貫性のある支援の提供に努めます。
- (4) 障害特性を理解・把握し利用児者が安心して過ごせる場の提供に努めます。
- (5) 利用児童が地域で安心して暮らせるよう、地域の方々との交流の場を設けます。

5. 職員構成

職 種	配置基準	専従	兼務	計
所長(管理者・児童指導員)	1		1	1
児童発達支援管理責任者	1	1		1
児童指導員	2	2		2
保育士		1		1
指導員		2		2
送迎員				
計	4	4.6	1	7

6. 目標利用率

(1)放課後等デイサービス 平成29年11月1日開所

平成29年度(実績)	平成30年度(実績)	令和元年度(見込)	令和2年度
46.0%	84.8%	77.5%	85.0%

7. 主要業務計画

(1)業務・行事

月	業 務	行 事
4月	個別支援計画作成	入学・進級を祝う会
5月	保護者面談	子どもの日 母の日
6月	面談報告 自己目標申告 利用者ファイル整理	父の日
7月	利用者ファイル整理	外出
8月	保護者交流会・懇談会 事業所清掃	外出
9月	個別支援会議 サービス評価	
10月		ハロウィン
11月		芸術祭等へ出展
12月		クリスマス会
1月		初詣 みずき飾り
2月	個別支援会議 保護者交流会・懇談会	節分
3月	自己申告書 次年度事業計画検討	外出 ひな祭り 卒業を祝う会

(2)職場内研修

月	テーマ	内 容
4月	・運営方針、事業計画 ・放課後等デイサービスの役割 ・請求と報酬、加算について	・事業計画、放課後等デイサービスガイドラインに基づき確認 ・利用から報酬までの流れ、加算要件の確認
5月	・個別支援計画、記録について ・人権擁護、虐待防止、行動制限について	・PDCAサイクルの確認 各記録の留意事項 ・自己チェック表、虐待防止マニュアル、手引きより確認 制限対象者の要件
6月	・衛生管理と熱中症対策 ・リスクマネジメント	・マニュアル確認(吐物の処理、熱中症対応と予防) ・件数の多いひやり・はっとの検証と対応策
7月	・災害、防災について	・消火器の使用方法 ・災害発生時における福祉避難所の設置運営に関すること

	・監査とは	・自主点検 監査について
8月	・サービス評価	・評価の趣旨と流れについて
9月	・リスクマネジメント	・件数の多いひやり・はっどの検証と対応策
10月	・緊急時対応について	・マニュアル確認
11月	・感染予防について	・冬の感染症への対応策
12月	・交通事故防止 ・リスクマネジメント	・事故防止策と事故等の対応手順 ・件数の多いひやり・はっどの検証と対応策
1月	・一研究に向けて	・一人一研究の趣旨と流れ
2月	・リスクマネジメント	・件数の多いひやり・はっどの検証と対応策
3月	・事業報告、計画検討	・今年度のまとめと次年度への計画

(3) 避難訓練・消防(防災)計画 (胆沢総合支所訓練時に参加)

月	計 画	内 容
5月	地震発生時に迅速な避難を行い、利用児・者の安全を確保する。	大震災規模の災害を想定した避難誘導 1. 点検作業 (1)危険個所の点検 (2)避難経路の確認 (3)利用児童名簿確認 (4)非常持出・避難誘導灯の点検
7月	夏季における火災発生時の避難誘導及び初期消火訓練が迅速且つ円滑にできるようにする。	火災発生時の初期消火訓練及び避難誘導訓練 1. 点検作業・訓練 (1)消火器の点検 (2)消火器訓練 (3)通報訓練 (4)非常持出・避難誘導灯の点検
9月	水害時の確認	国土交通省の防災カードゲーム (1)水害が起きた際、気をつけることを確認 (2)総合支所担当者より情報収集の確認
10月	AED及び心肺蘇生法等の訓練を行い、利用児・者の安全の確保をする。 【消防署依頼】	心肺停止及び急病等様態異変時の救急通報及びその対処法の訓練 1. AED操作訓練・緊急蘇生法・応急処置の訓練、救急通報訓練
1月	冬季における火災発生時の避難誘導及び初期消火訓練が迅速且つ円滑にできるようにする。	火災発生時の初期消火訓練及び避難誘導訓練 1. 点検作業・訓練 (1)消火器の点検 (2)消火器訓練 (3)通報訓練 (4)非常持出・避難誘導灯の点検

8. 事業所の概要

(1) 事業所の沿革

*平成 29 年 11 月 1 日『ひだまり胆沢』として開設。

(児童福祉法に基づく指定放課後等デイサービス事業所)

*平成 29 年 11 月 1 日奥州市より『日中一時支援事業』の委託を受ける。

(2) 事業所の名称及び所在地

名 称 ひだまり胆沢

所在地 岩手県奥州市胆沢南都田字加賀谷地 270 番地

(3) 事業内容

① 放課後等デイサービス事業

・対象者 障害児

・利用定員 10 名

・営業日 毎日

(但し、8 月 13 日から 8 月 16 日までと 12 月 30 日から 1 月 3 日までを除く)

・営業時間 月曜日から金曜日は、午前 10 時から午後 6 時まで

土曜日、日曜日、祝日は、午前 10 時から午後 4 時まで

② 日中一時支援事業

・対象者 障害児者

・利用定員 10 名

・営業日 毎日

(但し、8 月 13 日から 8 月 16 日までと 12 月 30 日から 1 月 3 日までを除く)

・営業時間 月曜日から金曜日は、午前 7 時 30 分から午後 6 時まで

土曜日、日曜日、祝日は、午前 10 時から午後 4 時まで

*予約があれば、時間外についても対応

令和2年度ひだまり北上中央事業計画書

1. 運営方針

障害児が日常生活に必要な基本的動作を身につけ生活能力の向上のための指導訓練及び子ども同士、職員、地域社会との交流等を通じて障害児の自立生活の支援と日常生活の充実に資するよう本人・家族の立場に立ってサービスの提供に努めます。

2. 運営目標(スローガン)

むずかしいことをやさしく やさしいことをふかく ふかいことをおもしろく

3. 重点運営目標

- (1) 利用児童・家族の安心と安全、障害児童の権利擁護を第一に個人を尊重した支援に努めます。利用者・家族のおかれた状況を的確に把握し、個別支援計画に基づいて支援の充実に努めます。
- (2) 家族等からの相談、要望・苦情等に対しては迅速、公正に対応するとともに、その結果を公表してサービスの質の向上を図ります。
- (3) 事務事業の点検・見直しを行い進行管理表に従って効率的、効果的な事務事業の運営に努めます。
- (4) 職場内研修の活性化を図り、職員の人権意識を高め、虐待防止、身体拘束禁止を徹底します。また、行動制限を最小限にする知識・技能、実践力の向上に努めます。
- (5) 利用児童が地域行事に参加し、地域住民を事業所行事に招くなど地域との交流を促進します。

4. 重点療育・支援目標

- (1) 個別支援におけるアセスメント、支援者会議、モニタリング等の充実に図り、障がい特性等を理解し、記録や根拠に基づいた支援を追求します。
- (2) サービス自己評価、保護者アンケート、業務の自主点検等を行い、サービスの質の向上に努めます。
- (3) 一人ひとりに合わせた支援と専門性の高い支援プログラムの習得を目指してL I T A L I C O発達ナビ運営サポートを活用します。
- (4) 避難訓練、安全点検を定期的実施するほか災害時の通報、保護者への連絡・情報提供のあり方を検討します。
- (5) 保護者との面談・懇談、連絡帳、広報紙の発行等を通じて事業運営に関する情報発信を行い、利用者・家族ニーズを共有して支援に当たります。
- (6) 職員の融和を図り勤労意欲を持って働きやすい職場づくりに努めます。

5. 職員構成

職 種	配置基準	専従	兼務	計
所長(管理者・児童指導員)	1		1	1
児童発達支援管理責任者	1	1		1
児童指導員	2	4		4
保育士		1		1
支援員				
指導員		3		3
送迎員				
計	4	9	1	10

6. 目標利用率

(1) 放課後等デイサービス

平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度(見込)	令和 2 年度
104.6 %	115.8 %	105.0 %	+105.0 %

7. 主要業務計画

(1) 業務・行事

月	業 務	行 事
4 月	・運営方針・計画確認、全ケース点検	・歓迎会・自己紹介
5 月	・事業報告書・保護者面談・避難訓練	・農園開所
6 月	・自己目標申告・感染症予防啓発	・花植え
7 月	・開所記念日・保護者懇談会	・バス遠足・夏祭り・七夕飾り
8 月	・避難訓練・健康診断 ・LITALICO 総括	・社会見学・思い出発表会
9 月	・モニタリング・サービス評価	・敬老会・西地区文化祭
10 月	・業務点検	・農園収穫・ハロウィン
11 月	・保護者懇談会・避難訓練	・収穫祭・芋の子会
12 月	・感染症予防啓発	・クリスマス会・大掃除
1 月	・新年の決意	・初詣・みづき飾り
2 月	・モニタリング・研究発表会・避難訓練	・豆まき
3 月	・自己申告書・次年度事業計画検討	・ひなまつり

(2) 職場内研修

月	テーマ	内 容
4月	運営方針・事業計画・重点項目	・課題及び具体的取組み確認
5月	理念・運営目標	・理念・運営目標討議
6月	障害者虐待、身体拘束・行動制限	・虐待防止マニュアル・規程を点検 ・拘束・制限対象者の検討
7月	放課後等デイサービスのあり方	・LITALICO 復習、ガイドライン読合せ
8月	気づきの収集	・一研究テーマ検討会
9月	サービス評価（自主点検）	・評価項目の趣旨
10月	事務事業の自主点検	・自主点検表、内部統制書
11月	災害、緊急時の対応	・マニュアル確認
12月	交通安全	・冬道走行の注意・走行経路点検
1月	感染症予防	・インフルエンザ対策の徹底
2月	リスクマネジメント	・ひやりはっと事例の点検
3月	事業計画検討	・まとめと振り返り

(3) 避難訓練・消防（防災）計画

月	計 画	内 容
5月	地震発生時に迅速な避難を行い、利用児・者の安全を確保する。	1 避難誘導 2. 点検作業 (1) 危険個所の点検 (2) 避難経路の確認 (3) 利用児童名簿確認 (4) 非常持出の点検
8月	〈夏季訓練〉 火災発生時に避難誘導及び初期消火訓練が迅速且つ円滑にできるようにする。	火災発生時の初期消火訓練及び避難誘導訓練 (1) 消火器の点検 (2) 消火訓練 (3) 避難経路の点検
11月	水害発生時に迅速な避難を行い、利用児・者の安全を確保する。	〈北上川氾濫による災害を想定〉 1 避難誘導 状況に応じた指示に従い避難場所（避難施設）に避難集合 2. 点検作業 (1) 避難経路の確認

		(2)非常持出の点検
12月	AED及び心肺蘇生法等の訓練を行い利用児・者の安全を確保する。	心肺停止及び急病等容態異変時の救急通報及び対処法の訓練 1. 救急通報訓練 2. AED操作訓練・緊急蘇生法・応急処置の訓練、 3. AED機器の点検
2月	〈冬季訓練〉 火災発生時の避難誘導及び初期消火訓練が迅速且つ円滑にできるようにする。	火災発生時の初期消火訓練及び避難誘導訓練 (1)消火器の点検 (2)避難経路の点検

8 事業所の概要

1. 事業所の沿革

平成27年8月1日 運用開始

2. 事業所の名称及び所在地

名称 ひだまり北上中央

所在地 岩手県北上市本石町一丁目2-10

3. 事業内容

① 放課後等デイサービス事業

・対象者 障害児

・利用定員 10名

・営業日 毎日

(但し、8月13日から8月16日までと12月30日から1月3日までを除く)

・営業時間 毎日：10時から18時まで

② 日中一時支援事業（北上市）

・対象者 障害児（就学前児童を含む）及び障害者

・利用定員 10名

・営業日 毎日

(但し、8月13日から8月16日までと12月30日から1月3日までを除く)

・営業時間 月曜日から金曜日：10時から18時まで

土曜日、日曜日、祝日：8時30分から17時30分まで

※予約により時間外にも対応

令和2年度ひだまり北上にこっと事業計画書

1. 運営方針

日常生活に必要な基本的動作の習得、集団生活への適応力を高めるための指導訓練及び将来的な自立につながる支援を、利用者・家族の立場に立っておこないます。利用児童の意思を尊重し個性を認めながら、自信につなげます。

2. 運営目的(スローガン)

心的心声を聴いて 一人ひとりとわかり合う

3. 重点運営目標

- (1) 安心して過ごせる居場所や自立した活動の場づくりに努めます。
- (2) 虐待防止、個人情報保護など権利擁護の取り組みを徹底します。
- (3) 学校、福祉関係機関・団体等との連携を図ります。
- (4) サービスの質の向上と、一体的な支援に努めます。
- (5) 地域や学童保育等との交流の機会を作ります。

4. 重点療育・支援目標

- (1) 安全・安心・清潔な環境づくりに努めます。
- (2) チームで支援にあたり、風通しのよい事業所環境を整えます。
- (3) 関係機関との情報共有の機会を増やし、統一した支援を行います。
- (4) 職員は自己啓発に努め、専門的知識を学ぶ機会を作ります。
- (5) 保護者とコミュニケーションを積極的に取り、相談や要望に応じます。

5. 職員構成

職 種	配置基準	専従	兼務	計
所長(管理者)	1		1	1
児童発達支援管理責任者	1	1		1
児童指導員	2	2		2
保育士		1		1
支援員				
指導員		4		4
送迎員				
計	4	8	1	9

6. 目標利用率

(1) 放課後等デイサービス

平成29年度	平成30年度	令和元年度(見込)	令和2年度

78.1%	88.1%	76.8%	80%
-------	-------	-------	-----

7. 主要業務計画

(1) 業務・行事

月	業 務	行 事
4月	・運営方針 ・個別支援計画作成	・入学、進級を祝う会・外出活動
5月	・保護者面談	・避難訓練（地震）
6月	・プロフィールファイルの整備	・花植え
7月	・事業所外の環境整備	・避難訓練（火災）・七夕飾り ・バス遠足（懇話会）
8月	・健康診断	・水遊び・外出活動
9月	・個別支援会議	・避難訓練（風水害）
10月	・放課後等デイサービス評価実施	・ハロウィンパーティー
11月	・帳票類の整備	・避難訓練（地震からの火災） ・芋煮会（懇話会）
12月	・事業所内の環境整備	・クリスマス会・外出活動
1月	・職員面談	・みずき飾り
2月	・研究発表会	・雪遊び・豆まき
3月	・個別支援会議	・卒業祝い・保護者懇談会

(2) 職場内研修

月	テーマ	内 容
4月	・事業計画、運営方針について	・読み合わせと認識の統一
5月	・接遇	・言葉遣いや表情について研修
6月	・応用行動分析の活用	・事例検討
7月	・消火訓練	・消防署員による講習
8月	・アンガーマネジメント	・アンガーマネジメント資料を使用して職員の怒りのコントロールの研修
9月	・虐待防止、身体拘束について	・支援の振り返りとマニュアルを使用して認識の統一
10月	・危険予測	・ひやりはっとの事例の振り返りと、KYT 資料を用いての危険予測研修
11月	・サービス評価表結果を基に業務改善	・サービス評価表結果の確認と改善策の話し合い
12月	・交通事故防止	・緊急時の対応の確認
1月	・AED 講習	・消防署員による講習
2月	・法人理念、基本方針	・規程の読み合わせ。理念に照らし合わ

		せて1年の振り返り。
3月	・感染症予防	・マニュアルの読み合わせ。緊急対応の仕方の確認。

(3) 避難訓練・消防（防災）計画

月	計 画	内 容
5月	地震発生時に迅速な避難を行い、利用児・者の安全を確保する。	東日本大震災規模の地震を想定した避難誘導訓練 ※点検作業 (1)危険個所の点検 (2)避難経路の確認 (3)非常持出の点検
7月	火災発生時に避難誘導及び初期消火、通報が迅速且つ円滑にできるようにする。 ※消防署員立会	火災発生時の初期消火訓練及び避難誘導訓練 ※点検作業・訓練 (1)消火器の点検 (2)避難経路の点検 (3)非常持出の点検 (4)危険個所の点検 (5)消火訓練 (6)通報訓練
9月	風水害発生時に迅速な避難を行い、利用児・者の安全を確保する。	爆弾低気圧による災害規模を想定した避難誘導訓練（施設内） ※点検作業 (1)危険個所の点検 (2)避難経路の確認 (3)非常持出の点検
11月	冬季における火災発生時の避難誘導及び初期消火訓練が迅速且つ円滑にできるようにする。	地震から火災発生時を想定した初期消火訓練及び避難誘導訓練 ※点検作業・訓練 (1)消火器の点検 (2)避難経路の点検 (3)非常持出の点検 (4)危険個所の点検 (5)消火訓練 (6)通報訓練
1月	AED及び心肺蘇生法等の訓練を行い、利用児・者の安全の確保をす	心肺停止及び容態異変時の救急通報と対処法の訓練

	る。 ※消防署員立会	(1) 救急通報訓練 (2) A E D 操作訓練・緊急蘇生法 (3) A E D 機器の点検
--	---------------	---

8. 事業所の概要

(1) 事業所の沿革

平成 28 年 12 月 1 日 開設

(2) 事業所の名称及び所在地

名 称 ひだまり北上にこっと

所在地 岩手県北上市町分 2 地割 384-5

(3) 事業内容

① 放課後等デイサービス事業

・対象者 障がい児

・利用定員 10 名

・営業日 毎日

(但し、8 月 13 日～8 月 16 日までと 12 月 30 日～1 月 3 日までを除く)

・営業時間 毎日：午前 10 時から午後 6 時まで

② 日中一時支援事業（北上市）

・対象者 障がい児（就学前児童含む）・者

・利用定員 10 名

・営業日 毎日

(但し、8 月 13 日～8 月 16 日までと 12 月 30 日～1 月 3 日までを除く)

・営業時間 月 曜 ～ 金 曜 日：午前 10 時～午後 6 時まで

土 曜 ・ 日 曜 ・ 祝 日：午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで

* 予約があれば、時間外についても要相談

令和2年度ひだまり水沢☆きらり事業計画書

(多機能型 児童発達支援・放課後等デイサービス・生活介護)

1. 運営方針

ひだまり水沢☆きらり(ほしきらり) 放課後等デイサービス事業所は利用児童の個性や可能性を、伸ばす療育を行います。完全個別での活動を基本とし体調の変化に気づき一つでも多くの経験を一緒に体験します。社会とのつながりを大事に関係各所との連携を図り本人を中心とした支援に努めます。

2. 運営目的(スローガン)

ひとりひとりの可能性を信じ、笑顔を大事に安心、安全を心がけます。

3. 重点運営目標

- (1)法人の基本理念・基本方針にのっとり利用児童に質の高い療育、医療的ケアが出来るよう研修会等に参加し専門知識を高めます。
- (2)利用児童の状態に応じた活動を提案すると共に、保護者と情報を共有します。
- (3)利用児童への統一した支援を目指し、職員のチーム作りに力を入れます。
- (4)地域の重症心身障害児、医療的ケア児を把握し支援に努めます。

4. 重点療育・支援目標

- (1)利用者・保護者のニーズに基づき、個人の特性に応じた支援に努めます。
- (2)アセスメントを行い一人ひとりの個性を生かし伸ばす療育を行います。
- (3)バイタルチェックを通して健康の維持、徹底を図ります。
- (4)食事、排泄等の身体介助を行い、日常生活を楽しく送れるようにします。
- (5)家族の相談や要望、苦情に対応し、信頼される事業所になるよう努力します。

5. 職員構成

職 種	配置基準	専従	兼務	計
所長(管理者)	1		1	1
児童発達支援管理責任者 (サービス管理責任者)	1		1	1
生活支援員、児童指導員、保育士	2	2	2	2
看護職員	1	2		2
機能訓練担当職員	1		1	1
指導員				
嘱託医(非常勤)	1		1	
計	7	4	7	7

6. 目標利用率

(1)放課後等デイサービス（児童発達支援事業、生活介護含む）

令和2年度（見込）	令和 年度	令和 年度	令和 年度
50%	%	%	%

7. 主要業務計画

(1)業務・行事

月	業 務	行 事
4月	・個別支援計画書作成 ・避難訓練(火災)	お花見 七夕まつり
5月	・個別面談	水遊び シャボン玉
6月	・個別面談	ハロウィンパーティー
7月	・避難訓練(水災)	クリスマス会
8月	・環境整備月間	豆まき チョコ作り
9月	・モニタリング会議(前期分)	ひな祭り
10月	・サービス評価表 ・避難訓練(火災)	音楽療法 毎月 アニマルセラピー
11月	・懇談会(評価表結果報告含)	動作法 等
12月	・年度末事業所内掃除月間	利用者のニーズに応じた行事
1月	・避難訓練(災害)	
2月	・モニタリング会議(後期分)	
3月	・個別支援計画書作成	

(2)職場内研修

月	テーマ	内 容
4月	事業計画について	事業運営・取組み
5月	児童発達支援事業について	契約書・重要事項説明書・サービス形態の概要について
6月	緊急時対応について	緊急時対応マニュアルの読みあわせ
7月	施設の安全管理、環境整備について	施設内点検、環境、見直し、改善の提案
8月	虐待防止・身体拘束禁止	人権擁護の取組みの確認
9月	個別支援計画	個別支援計画作成・モニタリングの取組み・流れについて
10月	感染症予防について	感染症の知識と対応について
11月	サービス評価表について	アンケートを用意し実施
12月	交通事故防止	交通安全思想、運転心構え、交通規則、車輛整備(点検)
1月	利用者支援	専門的な支援について
2月	家族支援	家族へ出来る支援について
3月	非常災害対策	事業所での避難場所や対策について

(3) 避難訓練・消防（防災）計画

月	計 画	内 容
4 月	火災発生時の避難誘導及び初期消火訓練が迅速且つ円滑にできるようにする。 【避難場所：事業所 庭】	火災発生を想定した初期消火訓練及び避難誘導訓練【発生時刻 11：00】 (1) 消火器の点検（設置場所・消火器の使い方の周知） (2) 避難経路の点検 (3) 通報訓練
7 月	水害発生時に迅速な非難を行い、もって利用児・者の安全を確保する。 【避難場所：水沢保健センター】	北上川氾濫による災害を想定した避難誘導【発生時刻 11：00】 1. 状況に応じた指示に従い避難場所に集合（洪水時の避難確保計画参照） 2. 点検作業 (1) 危険個所の点検 (2) 避難経路の確認 (3) 利用児童名簿確認 (4) 非常持出の点検 (5) 情報収集の確認
10 月	地震による火災時に迅速な非難を行い、もって利用児、者の安全を確保する。 【避難場所：水沢保健センター】	地震からの火災発生を想定した初期消火訓練及び避難誘導訓練【発生時刻 15：00】 (1) 消火器の点検（設置場所・消火器の使い方の周知） (2) 避難経路の点検 (3) 通報訓練
1 月	地震発生時に迅速な非難を行い、もって利用児、者の安全を確保する。 【避難場所：事業所 庭】	東日本大震災規模の災害を想定した避難誘導【発生時刻 15：30】 (1) 危険個所の点検 (2) 避難経路の確認 (3) 利用児童名簿確認 (4) 非常持出の点検

8. 事業所の概要

(1) 事業所の沿革

*令和2年4月1日指定認可

*令和2年5月1日ひだまり水沢☆きらりとして事業開始

(2) 事業所の名称及び所在地

名 称 ひだまり水沢☆きらり (多機能型事業所)

所在地 岩手県奥州市水沢川原小路 18 番 6

(3) 事業内容

児童発達支援事業 放課後等デイサービス事業 生活介護事業

・対象者 重症心身障がい児・者

・利用定員 合計 5 名

・営業日 月曜日から金曜日まで

但し、国民の法律に関する（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
及び 8 月 13 日から 8 月 16 日までと 12 月 30 日から 1 月 3 日までを除く）

・営業時間 午前 9 時から午後 5 時まで

* 予約があれば、時間外についても対応

2.障害者支援施設

令和2年度ひだまり江刺岩谷堂就労課事業計画書(案)

1. 運営方針

私たちは、利用者一人ひとりが望むその人らしい生活を営むことができるよう、また社会性を身につけ、社会との関係性を持ちながら社会生活・環境に適応できるようお手伝いをします。

2. 運営目的(スローガン)

利用者一人ひとりのために

ご家族のために

そしてすべての困っている方々のために

3. 重点運営目標

- (1) コンプライアンスを推進し関係法令等を順守します。
- (2) 利用者の自己選択・自己決定を尊重し、利用者がその権利を十分に理解し、活用していけるよう努めます。
- (3) 虐待防止、個人情報保護などの権利擁護に取り組みます。
- (4) 一貫した支援ができるよう他の専門職や関係機関との連携・協働に努めます。
- (5) 就労する設備および環境整備や安全性に配慮しその確保に努めます。

4. 重点療育・支援目標

- (1) 本人の希望や意思、人格、また家族の願いを尊重した個別支援計画を作成します。
- (2) 利用者一人ひとりのエンパワメントに必要な社会資源を適切に活用します。
- (3) 他の事業所が定める利用時間での受け入れの難しい利用者の方については、数時間/日、あるいは数日/週程度からの無理のない、緩やかな、リハビリを兼ねながらステップアップできる就労の機会を提供します。
- (4) 本人の特性や能力に応じ、農作業(施設外就労)、自主事業等、新規作業導入の取り組みをいたします。
- (5) 作業の場のみならず、人との話らいの場、人との関わりの場、そして安心して過ごせる居場所を提供します。

5. 職員構成

職 種	配置基準	専従	兼務	計
所長(管理者)	1		1	1
サービス管理責任者	1		(1)	(1)
目標工賃達成指導員				
職業指導員(課長兼)	1	1		1

生活支援員	1	3		3
計	4	4	1	5

6. 目標利用率

(1) 就労継続支援B型

平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
17% (実績)	36% (実績)	47% (見込)	80% (目標)

7. 主要業務計画

(1) 業務・行事

月	業 務	行 事
4 月	個別面談 ファイル・帳票類整備 送迎ルートの確認、職員役割分担	外出 (お花見)、入所式
5 月	個別面談 事業報告書	
6 月	地域清掃活動	
7 月	施設の安全管理・環境整備について	
8 月	環境整備 (施設内掃除)、帳票類整備	
9 月	個別支援会議	
10 月	個別支援計画作成	外出 (紅葉)
11 月	自己点検チェックリスト	アテルイ芸術祭 (出展)
12 月	環境整備 (施設内大掃除)	クリスマス会
1 月	事業計画作成	成人を祝う会
2 月	個別支援会議	
3 月	個別支援計画作成 1年の振り返り	今年度のまとめと次年度に向けて

(2) 職場内研修

月	テーマ	内 容
4 月	法人及び就労課事業計画について	事業計画の読み合わせ
5 月	職員のメンタルヘルス	資料の参照と実践
6 月	感染症・食中毒とその対応	衛生管理マニュアルの読み合わせ
7 月	職員のアンガーマネジメント	研修資料参照
8 月	保護者への接遇	外部資料参照
9 月	虐待防止・身体拘束について	マニュアルに基づく研修
10 月	苦情解決について	資料読み合わせ
11 月	自己点検チェックリスト	独自のチェックリストを基にした話し合い
12 月	交通事故防止 (冬道対策) と発生の対応手順	マニュアルや資料の読み合わせ
1 月	ひやり・はっとの傾向分析と対策検討	4~12月のひやりを元にした話し合い

2月	一人一研究 事業所内報告	事業所内にて研究報告を実施
3月	1年の振り返り	今年度のまとめと次年度に向けて

(3) 避難訓練・消防（防災）計画

月	計 画	内 容
5月	地震発生時に迅速な避難を行い、もって利用児・者の安全を確保する。	東日本大震災規模の災害を想定した避難誘導 2. 点検作業 (1) 危険個所の点検 (2) 避難経路の確認 (3) 利用者名簿確認 (4) 非常持出の点検
7月	夏季における火災発生時の避難誘導及び初期消火訓練が迅速且つ円滑にできるようにする。	火災発生時の初期消火訓練及び避難誘導訓練 (1) 消火器の点検 (2) 避難経路の点検
10月	水害発生時に迅速な避難を行い、もって利用児・者の安全を確保する。	北上川氾濫による災害規模を想定した避難誘導 1. 状況に応じた指示に従い避難場所に集合（避難施設） 2. 点検作業 (1) 危険個所の点検 (2) 避難経路の確認 (3) 利用者名簿確認 (4) 非常持出の点検
1月	AED及び心肺蘇生法等の訓練を行い、もって利用児・者の安全の確保をする。	心肺停止及び急病等様態異変時の救急通報及びその対処法の訓練 1. AED操作訓練・緊急蘇生法・応急処置の訓練、救急通報金連 1. AED機器の点検
1月	冬季における火災発生時の避難誘導及び初期消火訓練が迅速且つ円滑にできるようにする。	火災発生時の初期消火訓練及び避難誘導訓練 (1) 消火器の点検 (2) 避難経路の点検

8. 事業所の概要

(1) 事業所の沿革

- *平成21年 1月 1日 「ひだまり江刺」として開設する。
(障害者自立支援法に基づく指定児童デイサービス事業所)
- *平成21年11月 1日 奥州市「日中一時支援事業」受託。
- *平成24年 4月 1日 月 1日児童福祉法に基づく放課後等デイサービスに変更。
- *平成27年 4月 1日 社会福祉法人岩手ひだまり会の事業となる。
法人認可により「ひだまり」から「ひだまり江刺岩谷堂」に名称変更。
- *平成27年11月29日 江刺区八日町一丁目 9-37より現所在地へ移転。
- *平成28年 9月 1日 多機能型事業所「ひだまり江刺岩谷堂児童課」として就労継続支援B型事業開始。

(2) 事業所の名称及び所在地

名 称 ひだまり江刺岩谷堂
所在地 岩手県奥州市江刺愛宕字橋本 222 番 3

(3) 事業内容

① 就労継続支援B型事業

- ・対象者 厚労省令で定める障害者
- ・利用定員 10名
- ・営業日 月曜日から金曜日（但し、8月13日から8月16日までと12月30日から1月3日までを除く）
- ・営業時間 午前9時から午後6時まで

② 日中一時支援事業(児童と併用)

- ・対象者 障害児者
- ・利用定員 10名
- ・営業日 毎日（但し、8月13日から8月16日までと12月30日から1月3日までを除く）
- ・営業時間 月曜日から金曜日 午前7時30分から午後6時まで
土曜、日曜、祝日 午前10時から午後4時まで
※予約があれば時間外についても対応

令和2年度ひだまり水沢森下生活介護課事業計画書

1. 運営方針

利用者が自立した生活、又は社会生活を営むことが出来るよう入浴、排泄、及び食事の介護、創作活動の提供、日常生活能力の維持・向上のため支援を行います。また、地域との結びつきを重視し、関係市町、他の障害福祉サービスを提供する関係事業所との連携を図り、利用者の生活向上のため支援を行います。

2. 運営目的(スローガン)

「安全、安心、信頼」の構築に向けて努力する。

3. 重点運営目標

- (1) 法人の基本理念・基本方針に従い、利用者に対し質の高いサービスが出来るよう研修会等に参加し専門知識を高める。
- (2) 今後のサービス内容の情報収集に努め、保護者にも伝達し共有を図る。
- (3) 職員は常に「安全、安心、信頼」を意識し、利用者にとって安全に楽しく過ごせる環境整備に取り組む。
- (4) 地域の重度心身障害児・者の実態及びニーズを把握し、利用者の拡大を図る。

4. 重点支援目標

- (1) 利用者の障害特性に応じた支援に努める。
- (2) 利用者が安心して過ごしやすい環境作りに努める。
- (3) バイタルチェックを通して健康の維持、徹底を図る。
- (4) 食事、排泄、入浴等の身体介助を行うことにより日常生活を円滑に送れるようにする。
- (5) 利用者個々のニーズ、興味に基づいた創作活動を提供する。
- (6) ヒヤリハットの検証とそれが業務改善につながるよう工夫する。

5. 職員構成

職 種	配置基準	専従	兼務	計
所長(管理者)	1	1		1
サービス管理責任者	1	1		1
看護師	1	1		3
生活支援員	1	3		2
計	4	6		7

6. 目標利用率

(1) 生活介護

平成 29 年度 (実績)	平成 30 年度 (実績)	令和元年度 (見込)	令和 2 年度
49%	54%	48%	100%

7. 主要業務計画

(1) 業務・行事

主たる業務内容・・・運営方針にある通り、入浴、排泄、及び食事の介護、創作活動の提供等。

月	行 事・活動
4 月	毎月行うものとして 音楽療法 食事、おやつづくり 買い物外出 季節行事として 春のお花見 秋の紅葉狩り 冬のクリスマス会(法人全体行事) その他 利用者のニーズに応じた行事
5 月	
6 月	
7 月	
8 月	
9 月	
10 月	
11 月	
12 月	
1 月	
2 月	
3 月	

(2) 職場内研修

月	テーマ	内 容
4 月	令和 2 年度法人及び森下事業計画について	読み合わせを実施し、共通理解を深める
5 月	接遇について	資料を用意し、読み合わせを実施
6 月	虐待防止・身体拘束禁止について	資料を用意し読み合わせの実施、共通理解を深める
7 月	人権尊重とプライバシーについて	マニュアルの読み合わせを実施
8 月	施設の安全管理・環境整備について	施設内点検、環境の見直し、改善、補修
9 月	非常災害対策について	マニュアルの読み合わせを実施
10 月	事故防止と事故発生時の対応	4 月から 9 月までの事故・ひやりはっとの見直し
11 月	交通事故防止について	車輛点検、送迎ルートの確認等
12 月	感染症・食中毒とその対応	資料を用意し、看護師による周知・読み合わせ
1 月	緊急時の対応について	マニュアルの読み合わせを実施
2 月	一人一研究事業所内報告	事業所内にて研究報告を実施
3 月	事故防止と事故発生時の対応	10 月から 3 月までの事故・ひやりはっとの見直し

(3) 避難訓練・消防（防災）計画

月	重点目標	想定	避難移動	訓練、作業	備考
5	・迅速な避難、 通報	東日本大地震 (震度7) PM3:30	日直の状況に応じた指示に従い 避難場所に集合	・危険個所の点検 ・避難口の確認	
7	・迅速な避難 通報、 消火訓練	1階多目的室付 近より出火 AM11:45	日直の状況に応じた指示に従い 避難場所に集合	・初期消火訓練 ・非常持出	
9	・迅速な避難、 通報	大雨による水 害・土砂災害 AM11:30	日直の状況に応じた指示に従い 避難場所に集合	・危険個所の点検 ・避難経路の確認	
1	・迅速な避難 通報	2階台所より 出火 AM11:45	日直の状況に応じた指示に従い 避難場所に集合	・危険個所の点検 ・非常持ち出し	

※火災、地震、水害・土砂災害発生時の対応については、防災マニュアルによる。

※AED(心肺蘇生法)は法人内他事業所と合同で行う。

8. 事業所の概要

1. 事業所の沿革

*平成20年6月1日 「ひだまり分園」として開設。

*平成21年9月1日、「ひだまり水沢」と名称変更。

奥州市より「障がい者地域活動支援センター」の委託を受け『地域活動支援センター水沢』を開設。

*平成24年3月1日 ひだまり水沢森下として多機能型事業所となる。

*平成24年4月1日 児童福祉法に基づく放課後等デイサービスに変更

*平成27年4月1日 社会福祉法人岩手ひだまり会事業所となる。

法人認可により「ひだまり水沢」から「ひだまり水沢森下」に名称変更

2. 事業所の名称及び所在地

名 称 ひだまり水沢森下（多機能型事業所）

所在地 岩手県奥州市水沢字森下88

3. 事業内容

(1) 放課後等デイサービス事業

- ・対象者 障害児

- ・利用定員 10名
- ・営業日 日曜日から土曜日とする。
(但し、8月13日から8月16日までと12月30日から1月3日までを除く)
- ・営業時間 月曜日から金曜日は、10時から18時まで
土曜日、日曜日、祝日は、10時から16時まで

(2) 生活介護事業

- ・対象者 厚労省令で定める障害者
- ・利用定員 10名
- ・営業日 日曜日から土曜日とする
(但し、8月13日から8月16日までと12月30日から1月3日までを除く)
状況に応じ営業日の変更もありえる。
- ・営業時間 午前9時00分から午後5時00分までとする。
なお、利用者の都合によってはこの時間の限りでない。

(3) 日中一時支援事業

- ・対象者 障害児者
 - ・利用定員 10名(生活課)
 - ・営業日 毎日(但し、8月13日から8月16日までと12月30日から1月3日までを除く)
 - ・営業時間 月～金 7:30～18:00 土、日、祝日 10:00～16:00
- *予約があれば、時間外についても対応

3.相談支援施設

令和2年度相談支援事業所ひだまり事業計画書

1. 運営方針

- (1) 障害児者が日常生活における基本的動作を習得し、及び集団生活に適応することができるよう、当該障害児・者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて包括的な計画を策定しその計画に基づき支援するものとする。
- (2) サービス利用支援計画の策定に当たっては、障害児者の意思及び人格の尊重と保護者及び事業所・関係機関等と協議しながら行い、常に障害児者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- (3) 事業の実施に当たっては、地域の結びつきを重視し、関係市町、他の障害福祉サービス及び児童福祉サービスを行う者、その他関係機関等との連携に努めるものとする。
- (4) 障害児・障害者相談事業については、奥州市、金ケ崎町との契約を遵守し、相談支援サービスを提供する。
- (5) 法に基づく相談支援事業等の設備及び運営に関する基準等、その他関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

2. 運営目的(スローガン)

笑顔・言葉・身だしなみ

3. 重点運営目標

- (1) 平成30年度制度改正を遵守した業務運営を構築します。モニタリングの適正な実施のための仕組みを作り、実績を積んでいきます。
- (2) 利用者の主訴(ニーズ)に適った支援を行う原点に立ち、かつ、5年後10年後を見据えながら関係機関と足並みをそろえ、本人支援を行っていきます。
- (3) 放課後等デイサービスガイドラインに示されている『学校との連携・協働支援』を行います。定期的な学校等への訪問を行っていきます。
- (4) 奥州市子育て総合支援センター・幼児教室をはじめとする療育機関との連携を密にしていきます。深めていきます。

4. 重点療育・支援目標

- (1) 各種加算要件を満たすことのできるよう、医療・教育・福祉の各関係機関を定期訪問していきます。連携の体制作りを進めます。
- (2) 根拠のあるサービス計画書作成を進めます。(特に児童発達と放デイ計画書)
- (3) 本人の強みを活かせるサービス計画書作成を進めます。
- (4) ペアレントトレーニング及び感覚統合療法研修の推進と実践を進めます。
- (5) 重心障害児・者と医療的ケア児の研修及び理学療法士との実践研修を進めます。

5. 職員構成

職員職種	基準	専従	兼務	計
管理者 兼 相談支援専門員	1	0	1	1
相談支援専門員	1	1	0	1
計	2	1	1	2

6. 目標利用率

(1)相談件数

平成 29 年度 (実績)	平成 30 年度 (実績)	令和元年度 (見込み)	令和 2 年度
122 件	131 件	142 件	150 件

7. 主要

(1)業務・行事

月	業 務	行 事
4 月	前沢明峰 高 3 生 保護者説明会	
5 月	胆江地区ネットワーク会議	
6 月	就労アセスメント面談	
7 月	就労アセスメント計画書作成	
8 月	就労アセスメント計画書作成	
9 月	前期モニタリング	第 3 回子育てカフェ (ペアレントトレーニング)
10 月	就学児童との面談	
11 月	就学児童との面談、放デイ計画書作成	
12 月	就学児童との面談、放デイ計画書作成	
1 月	就学児童との面談、放デイ計画書作成	
2 月	移行支援会議、放デイ見学	
3 月	移行支援会議、後期モニタリング	

(2)職場内研修

月	テーマ	内 容
4 月	人権尊重とプライバシー	新聞紙面の記事を読み合わせる。関連するニュース番組等を視聴する。
5 月	虐待防止	制度の読み直しを行う。また、新聞紙面の記事を読み合わせる。関連するニュース番組等を視聴する。

6月	職業倫理	「倫理・行動規範・職員サービス・就業規定」を読み合わせる。
7月	法令遵守（コンプライアンス）	「社会福祉法人のコンプライアンス」について関係資料を読み合わせる。
8月	食中毒	「感染症マニュアル」を読み合わせる。
9月	交通事故防止と安全運転	「運転者サービス規程」を読み合わせる。また、事故対応マニュアルを確認する。
10月	接遇	「接遇マニュアル」を読み合わせる。
11月	身体拘束禁止	制度の読み直しを行う。また、新聞紙面の記事を読み合わせる。関連するニュース番組等を視聴する。
12月	感染症（インフルエンザ中心に）	「感染症マニュアル」を読み合わせる。
1月	児童発達について	外部研修資料の読み直しを行う。
2月	就労について	外部研修資料の読み直しを行う。
3月	非常災害対策	「3・11 東日本大震災」関連の新聞記事を読み合わせる。緊急時対応について再確認を行う。

(3) 避難訓練・消防（防災）計画

月	計 画	内 容
5月	地震発生時に迅速な避難を行う。	東日本大震災規模の災害を想定した避難誘導 2. 点検作業 (1)危険個所の点検 (2)避難経路の確認 (3)職員名簿確認 (4)非常持出の点検
8月	夏季における火災発生時の避難誘導及び初期消火訓練が迅速且つ円滑にできるようにする。	火災発生時の初期消火訓練及び避難誘導訓練 (1)消火器の点検 (2)避難経路の点検
11月	水害発生時に迅速な避難を行う。	北上川氾濫による災害規模を想定した避難誘導 1. 状況に応じた指示に従い避難場所に集合（避難施設） 2. 点検作業 (1)危険個所の点検 (2)避難経路の確認 (3)職員名簿確認 (4)非常持出の点検

12月	AED及び心肺蘇生法等の訓練を行う。	心肺停止及び急病等様態異変時の救急通報及びその対処法の訓練 1. AED操作訓練・緊急蘇生法・応急処置の訓練、救急通報金連 1. AED機器の点検
2月	冬季における火災発生時の避難誘導及び初期消火訓練が迅速且つ円滑にできるようにする。	火災発生時の初期消火訓練及び避難誘導訓練 (1) 消火器の点検 (2) 避難経路の点検

8. 事業所の概要

(1) 事業所の沿革

- *平成25年2月1日 障害児者相談支援事業所ひだまり認可・開設
- *平成25年4月1日 平成25年度奥州市・金ヶ崎町障害児・障害者相談事業委託契約の締結(基本相談)
- *平成25年9月1日 第三ひだまり水沢事業所と併設
(奥州市水沢区横町210番地に移転)
- *平成27年4月1日より社会福祉法人岩手ひだまり会の事業となる。
- *平成29年4月16日 奥州市水沢区東大通り2-4-3 KSビルに移転。

(2) 事業所の名称及び所在地

名称 相談支援事業所 ひだまり
所在地 岩手県奥州市水沢東大通り2-4-3 KSビル

(3) 事業内容

- ① 特定相談支援事業(根拠法 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律:収入種別:個別給付)
- ・対象者 障害者
 - ・業務 障害者を対象とした相談支援
 - *サービス等利用支援計画の策定(支給決定前)
 - *継続サービス利用計画の策定(モニタリング)
 - *その他必要な日常生活支援(移送・身体介護等除く)
 - ・営業日 原則的に月曜日から金曜日(保護者等からの相談を受けた場合は、この限りではない)
(8月13日から8月16日までと12月30日から1月3日除く)
 - ・営業時間 午前9時30分から午後6時30分

*但し携帯電話等で24時間365日体制にて利用者の相談に応ずる。

② 障害児相談支援事業(根拠法:児童福祉法:収入種別 個別給付)

- ・対象者 障害児
- ・業務 障害児を対象とした相談支援
 - *サービス等利用支援計画の策定(支給決定前)
 - *継続サービス利用計画の策定(モニタリング)
 - *その他必要な日常生活支援(移送・身体介護等除く)
- ・営業日 原則的に月曜日から金曜日(保護者等からの相談を受けた場合は、この限りではない)

(8月13日から8月16日までと12月30日から1月3日除く)

- ・営業時間 午前9時30分から午後6時30分

*但し携帯電話等で24時間365日体制にて利用者の相談に応ずる。

③ 奥州市・金ヶ崎町障害児・障害者相談事業(根拠法:上記2法 収入種別市町村委託費)

- ・対象者 障害児・者
- ・業務 障害児・者を対象とした一般相談支援
 - *必要な日常生活支援(移送・身体介護等除く)
- ・営業日 原則的に月曜日から金曜日(保護者等からの相談を受けた場合は、この限りではない)

(8月13日から8月16日までと12月30日から1月3日除く)

- ・営業時間 午前9時30分から午後6時30分

*但し携帯電話等で24時間365日体制にて利用者の相談に応ずる。

④ 地域移行支援・地域定着支援事業(根拠法:障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律における:収入種別 個別給付)

- ・対象者 障害者
- ・業務 障害者を対象とした地域移行支援・地域定着支援
 - *日常生活全般に関する相談
 - *地域の障害福祉サービス事業所等の情報提供
 - *指定地域移行支援に関する内容
 - *指定地域定着支援に関する内容 等

- ・営業日 原則的に月曜日から金曜日(保護者等からの相談を受けた場合は、この限りではない)

(8月13日から8月16日までと12月30日から1月3日除く)

- ・営業時間 午前9時30分から午後6時30分

*但し携帯電話等で24時間365日体制にて利用者の相談に応ずる。

⑤ 関係機関との連携事業

- ・ サービス検討会等の開催
- ・ 利用者サービス提供現場見学
- ・ 対象利用者の家庭訪問
- ・ 関係機関への訪問
- ・ 関係会議への出席(自立支援協議会等)

⑥ その他必要な事業(障害児者への啓発に係る地域福祉の推進)

Ⅲ 理事会及び評議員会

Ⅲ 理事会・評議員会

定款の定めに従い、下記の理事会・評議員会を開催します。

(1) 理事会

①令和2年6月開催	主要議案等	報告 理事長職務実行報告 議案 前年度事業報告・決算承認
②令和2年10月開催	主要議案等	報告 理事長職務実行報告 議案 第一次補正予算
③令和2年12月開催	主要議案等	報告 理事長職務実行報告 議案 施設建設等 諸規程の改正
⑤令和3年2月開催	主要議案等	所長(管理者)等人事
⑥令和3年3月開催	主要議案等	報告 理事長職務実行報告 令和3年度事業計画・当初予算承認 最終補正予算承認
臨時開催	主要議案等	事業運営の必要に応じ開催

(2) 評議員会

①令和2年6月開催	主要議案等	(定時評議員会) 前年度事業報告・決算承認
②令和2年10月開催	主要議案等	第一次補正予算
③令和3年3月開催	主要議案等	報告 理事長職務実行報告 令和3年度事業計画・当初予算承認 最終補正予算承認
臨時開催	主要議案等	事業運営の必要に応じ開催

2 理 事

任期 令和元年6月22日～令和3年度定時評議員会終結時

No.	役 職	担 当	氏 名
1	理事長	統括責任者	高橋 洋子
2	常務理事	副統括責任者	大沼 一裕
3	理事	渉外・広報担当	菅原 憲雄
4	理事	保護者会担当	及川 幸子
5	理事	採用・人事担当	尾山 恒夫
6	理事	研修担当	千葉 昭好

3. 評議員

任期 平成29年4月1日～令和3年度定時評議員会終結時

No.	氏 名	No.	氏 名
1	小澤 盛彌	5	島津 愛郎
2	鎌田 卓也	6	千田 光久
3	古川 守人	7	岩渕 秀夫
4	千葉 光夫	8	菊池 恵美子

4. 監 事

任期 令和元年6月22日～令和3年度定時評議員会終結時

No.	役 職	氏 名	No.	役 職	氏 名
1	監事	大谷 直子	2	監事	及川 章吉

5. 評議員選任・解任委員会委員

任期 平成29年3月18日～令和3年度定時評議員会終結時

No.	役 職	担 当	氏 名
1	委員長	外部委員	小原 敏和
2	委 員	外部委員	瀬川 正一
3	委 員	監 事	及川 章吉
4	委 員	監 事	大谷 直子
5	委 員	事務局員	鈴木 偉作

6. 第三者委員

任期 平成31年4月1日～令和3年3月31日

No.	役 職	氏 名	No.	氏 名
1	第三者委員	小原 敏和	2	千葉 栄

IV 諸会議及び各種委員会

IV 諸会議及び各種委員会

法人役員・委員等による会議・委員会を設け、それぞれの運営要綱等の定めにより理事長の諮問に答え、あるいは理事長へ意見具申することにより法人事業の適正運営に資するものとする。

(1) 会議

①本部会議(随時)

◇ 事業全体の運営に関する企画・運営会議

②法人運営協議会(中長期経営計画策定委員会)(年4回)

◇ 事業全体の運営に関する意見諮問会議

③管理者会議(随時)

◇ 各事業所管理者による連絡調整会議

④連絡調整会議(原則月1回)

◇ 各事業所管理者・児童発達支援管理責任者・サービス管理責任者等出席のもと前月の実績等の報告及び連絡調整

(2) 委員会

①苦情解決第三者委員会(原則年1回 9月)

◇ 各事業所の半期毎の苦情・事故報告

②人事委員会(随時)

◇ 職員採用に係る面接及び協議

◇ 人事異動に係る協議・検討

③児発・主任会議(原則月1回)

◇ 各事業所児童発達支援管理責任者等の出席による事例検討及びサービスに係る事の検討・調整

④虐待防止委員会(随時)

◇ 各事業所から委員を選出し虐待防止マニュアルの見直しと人権擁護の徹底

⑤安全委員会・感染症予防委員会(年4回程度)

◇ 各事業所から委員を選出し事業所内の安全点検と環境整備

◇ 水害・土砂災害への備えに関する計画・マニュアル等の作成

◇ 感染症予防マニュアルの職員周知と未然防止

◇ 喀痰吸引業務及び医療行為についての検討

⑥研修委員会(随時)

◇ 各事業所から委員を選出し、法人全体の職員の資質向上のための計画、研修の実施

⑦広報委員会(随時)

各事業者から委員を選出し法人広報及びパンフレット等の出版物の構成・発行

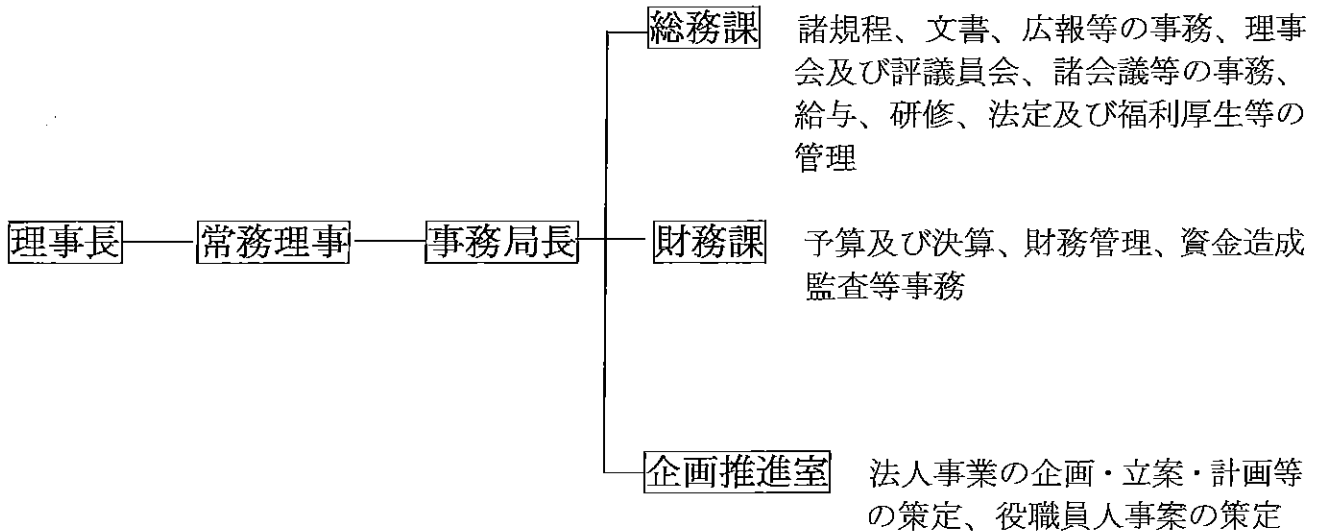
V 事務局主要業務

VI 運営機構

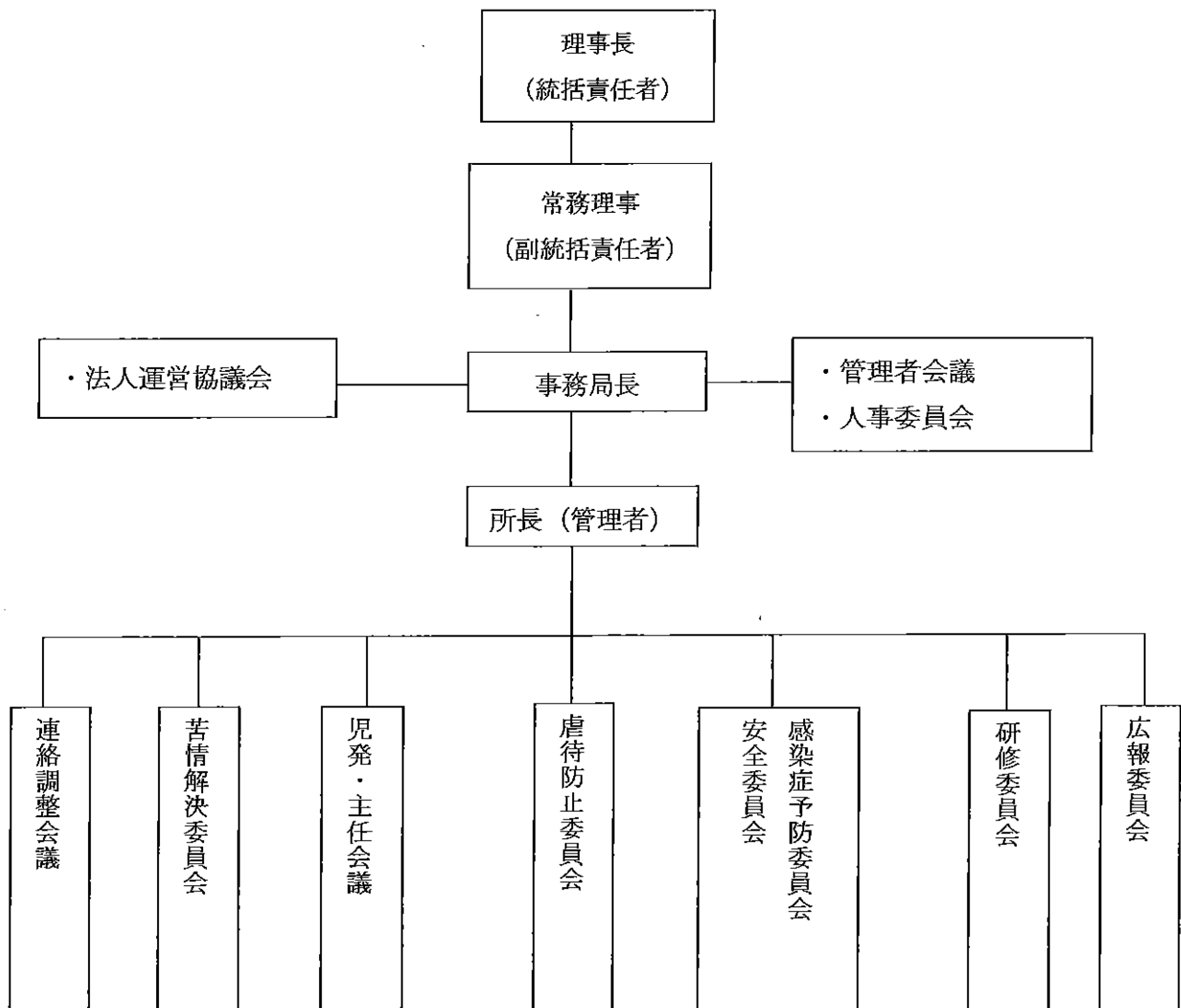
V 事務局(法人本部)主要業務

理事長・常務理事を補佐し、法人に関わる各種業務の円滑な執行を図ります。

(1)組織 (令和2年4月1日現在)

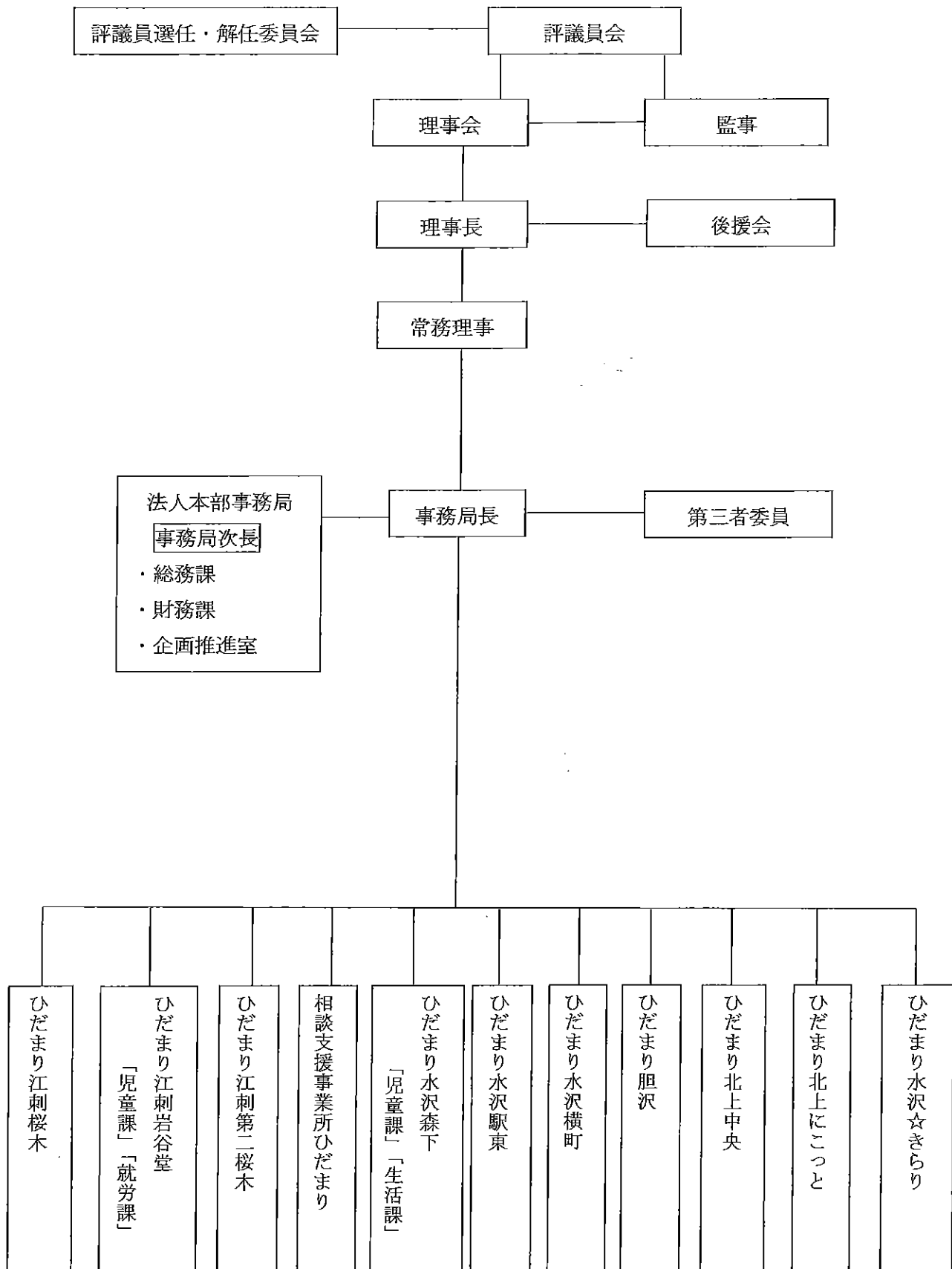


(2)会議、委員会等



VI 運営機構

(1) 法人組織



※相談支援事業所ひだまり北上は休止中

